

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【事業年度】	第26期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
【会社名】	Billingシステム株式会社
【英訳名】	Billing System Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 昭浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-5501-4400
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 毅
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-5501-4400
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷川 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	3,143,327	3,434,759	3,782,637	4,218,230	4,546,706
経常利益	(千円)	345,237	480,082	464,149	623,485	651,905
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	224,024	323,041	300,064	406,905	408,022
包括利益	(千円)	234,080	335,083	317,290	426,276	466,260
純資産額	(千円)	2,095,249	2,363,313	2,613,584	2,958,848	3,276,997
総資産額	(千円)	16,023,257	15,161,786	21,291,573	25,954,411	30,146,750
1株当たり純資産額	(円)	318.60	359.83	397.67	450.36	498.14
1株当たり当期純利益 金額	(円)	35.20	51.36	47.71	64.70	64.87
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.5	14.9	11.7	10.9	10.4
自己資本利益率	(%)	11.4	15.1	12.6	15.3	13.7
株価収益率	(倍)	28.3	29.6	19.7	21.3	15.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	6,331,237	1,123,732	6,131,277	4,356,214	4,201,455
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	86,028	112,512	66,149	48,313	37,852
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	155,665	66,825	66,759	80,695	147,848
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	14,732,823	13,428,945	19,426,623	23,653,699	27,669,879
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数)	(人)	72 (-)	77 (-)	82 (-)	93 (10)	97 (14)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 平均臨時雇用者数が従業員数の100分の10未満である連結会計年度については、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	2,729,278	3,031,320	3,235,256	3,620,176	3,939,062
経常利益 (千円)	210,445	350,672	271,757	462,620	463,220
当期純利益 (千円)	146,512	252,045	190,529	320,340	313,023
資本金 (千円)	1,237,988	1,237,988	1,237,988	1,237,988	1,237,988
発行済株式総数 (株)	6,564,400	6,564,400	6,564,400	6,564,400	6,564,400
純資産額 (千円)	1,839,620	2,027,965	2,156,407	2,401,235	2,606,712
総資産額 (千円)	11,061,491	10,236,303	16,123,510	19,906,532	22,481,434
1株当たり純資産額 (円)	292.49	322.44	342.86	381.79	414.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	10.00 (-)	10.00 (-)	12.00 (-)	22.50 (-)	25.80 (-)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	23.02	40.07	30.29	50.93	49.77
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	16.6	19.8	13.4	12.1	11.6
自己資本利益率 (%)	7.9	13.0	9.1	14.1	12.5
株価収益率 (倍)	43.3	37.9	31.0	27.1	19.9
配当性向 (%)	43.4	25.0	39.6	44.2	51.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	70 (-)	73 (-)	76 (-)	85 (10)	90 (14)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロ ース市場250指数)	85.6 (82.6)	130.9 (61.0)	82.7 (59.0)	122.0 (53.8)	91.2 (56.4)
最高株価 (円)	1,437	1,960	1,665	1,919	1,387
最低株価 (円)	952	831	848	880	971

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所でマザーズにおける株価であり、2022年4月4日以降は同取引所グ
ロース市場における株価を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用して
おり、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となって
おります。
4. 株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証
グロース市場250指数」へ変更いたしました。
5. 平均臨時雇用者数が従業員数の100分の10未満である会計年度については、記載を省略しております。
6. 第26期の1株当たり配当額25.80円については、2026年3月24日開催予定の定時株主総会の決議事項とな
っております。

2 【沿革】

年月	概要
2000年6月	東京都港区において、企業の経理事務の合理化を支援することを目的に設立、「決済事務」に関連するサービス提供の準備を開始。
2001年10月	株式会社ジャルカードと提携し、株式会社日本航空のチケットレスサービスに郵便貯金による資金回収手段の提供を開始。
2002年7月	株式会社ジャパンネット銀行(現PayPay銀行株式会社)を利用し、消費者金融向けに送金サポートサービスの提供を開始。 証券会社向けクイック入金サービスの提供を開始。
2004年11月	収納代行業務の委託先であるトランスファーネット株式会社に出資し、関連会社とする。 「マルチペイメント」サービス(サービス名称: Pay-easy(ペイジー))を利用し、損害保険各社の自賠責保険の共同システム「e-JIBAI」に対し、収納代行サービスを提供。 収納代行サービスを汎用的サービスとして展開することを目的に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(現株式会社NTTデータ)と決済アウトソーシングに関わる業務提携契約締結。
2008年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2008年9月	業容の拡大に伴い本店を東京都港区芝公園に移転。
2010年1月	トランスファーネット株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社とする。
2010年11月	業容の拡大に伴い本店を東京都港区浜松町に移転、また、本社事務所を東京都千代田区内幸町に新設。
2011年3月	業務の効率化を図るため本店を東京都千代田区内幸町に統合。
2015年11月	QCS株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社とする。
2016年3月	インバウンド旅行者対応として、中国テンセント社と契約し、スマホ決済アプリWeChat Payの提供を開始。
2017年6月	シンクライアント型決済リーダーソリューションサービスの提供を開始。
2017年7月	スマートフォン決済アプリ「PayB」のサービス提供を開始。
2018年9月	F i n G o株式会社を設立し、カードリーダーソリューションサービスを強化。
2018年10月	インバウンド旅行者対応として、中国のアリババグループのアント・フィナンシャルサービスグループと契約し、スマホ決済アプリAlipayの提供を開始。
2020年1月	QCS株式会社を吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場から、グロース市場に移行。
2022年9月	取手事務センターを開設。
2023年6月	本店を東京都千代田区内幸町一丁目2番2号に移転

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(ビリングシステム株式会社)及び子会社2社の計3社により構成されており、「企業の決済作業とキャッシュ・フローの効率化」をサポートする業務受託事業とコンサルティング事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当事業における位置付けは次のとおりであります。

(1) 決済支援事業について

当社グループは、企業の財務活動における回収業務、支払業務、資金繰り業務(以下、「決済等」という。)の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

企業は、当社グループのサービスを利用することによって、決済等における金融機関との個別手続きを当社に委託し、当社グループはそのサービスの利用料を受け取ります。

具体的には、企業と金融機関等各種決済機関をつなぐ決済プラットフォームを当社グループが構築し、企業が決済を行う為に必要となる決済情報を決済機関毎に合致したデータに変換し情報を伝送する各種機能や処理代行をASPサービスとして提供いたします。

金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社グループが間に入り、決済業務を代行することにより、企業は決済機関毎に決済情報を送付しなくとも一括して決済等の業務を完結することができます。また、当社グループとだけ契約することで、決済機関毎に契約手続きを行うことなく決済業務が完結でき、事務処理等の業務負担を大幅に軽減することができます。

このように当社グループでは、企業間の決済業務の効率化ニーズや全国展開する企業の営業店や代理店の手持ち現金の集計・集約などの集金業務の効率化ニーズに対し、ASPサービスの提供による業務受託事業を展開しています。

なお、決済支援事業の収益認識において、決済データの処理件数に紐づく従量利用料は、当社グループの基幹システム及び外部システムとのインターフェイスに係る内部統制の有効性に高度に依存しております。

決済プラットフォームの主なサービスは、次のとおりであります。

クイック入金サービス

インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、外国為替・金融先物取引等に付随する銀行口座、証券口座(証拠金口座)間の資金移動を、リアルタイムでサポートするサービスです。当該サービスでは、投資家から振込まれる資金の情報を、オンライン証券、外国為替・金融先物取引会社等から当社が受け取り、銀行に資金移動情報を伝送します。同時に、個人投資家の本人確認も行ったうえで、銀行間で決済された結果の情報を、これらオンライン証券、外国為替・金融先物取引会社等にリアルタイムで提供します。

収納代行(注1)サービス

通販事業者等の多数の集金をする企業では、クレジットカードやコンビニエンスストア各社、さらに、全国1,400以上の金融機関のインターネット振込やATM支払い等の各種決済方法を使用しています。当社グループでは、これら各種の決済情報を、ECサイト(注2)に接続して一括して代金回収の代行を行います。このサービスにより、通販事業者等は当社のシステムに接続するだけで、自社で決済機関毎の入金状況を調査しなくとも、収納情報をリアルタイムで一元的に把握・管理することが可能となります。また、当社グループサービスでは収納情報のみでなく、入金消込み、資金管理を含めたトータルサポートを実施しており、収納資金は集計・集約し、商品の購買者が資金を振り込んだ日から約3日目に資金入金を実施しており、e-JIBAIによる自賠責保険料の回収業務等に利用されております。

さらに、個人消費者からの支払いに対応するだけではなく、企業間の請求・支払業務でも、請求、支払、収納、入金消込みの業務を一貫して代行しております。

最近では、急増する訪日中国人旅行者向けのスマホマルチ決済サービスとして「WeChat Pay」や「Alipay+」を、また、払込票での支払いをスマホを利用して即座に自身の銀行口座より決済できる「PayB」をスマホ決済サービスとして展開しております。

なお、当社グループは、連結子会社であるトランスファーネット株式会社に収納代行機能の一部を委託しております。

(注) 1. 収納代行とは、通販事業者等物販会社などの請求企業が、エンドユーザー等の請求先から売上代金を回収するにあたり、その業務を代行することを言います。

2. ECサイトとは、商品やサービスをインターネット上で販売するためのウェブサイトと言います。

即時口座振替サービス

ネットショッピングなど不定期に繰り返し発生する取引の支払いを、リアルタイムに口座振替による引落処理を行うことができるサービスです。ネットショップのほか即時性が求められる各種の決済・支払に利用することができます。

送金サポートサービス

企業は支払い業務にあたって銀行振込を利用することが多くあり、当社グループは企業の資金支払いのサポートも行っております。具体的には、PayPay銀行株式会社と連携して当社から決済情報を伝送し、即時送金のデータ取次サービスを提供したり、信託口座を利用した総合振込の取次を行う等、企業が行う複数取引先への一括送金業務の効率化をサポートしております。

公共料金支払代行サービス

不動産管理業者等多数の不動産を管理している企業にとって、電気・ガス・水道等の公共料金の支払事務は支払件数が多く、その事務作業が非常に煩雑となっております。当社グループでは、これら各種公共料金の支払業務全般を一括で代行しており、煩雑な事務作業の効率化とコスト削減を同時にサポートしております。

カードリーダーソリューションサービス

自動販売機、各種屋内外無人機、店頭など場所を選ばず、電子マネーの新たな決済サービスを提供しております。このカードリーダーは、シンクライアント技術を活用し、センター集中型のハイセキュアなチャネルの構築を実現し提供しております。将来的には、在庫管理、デジタルサイネージなど、高付加価値型の付随サービスのご提供も可能となります。

(2) ファイナンス支援事業について(ファイナンス取次サービス)

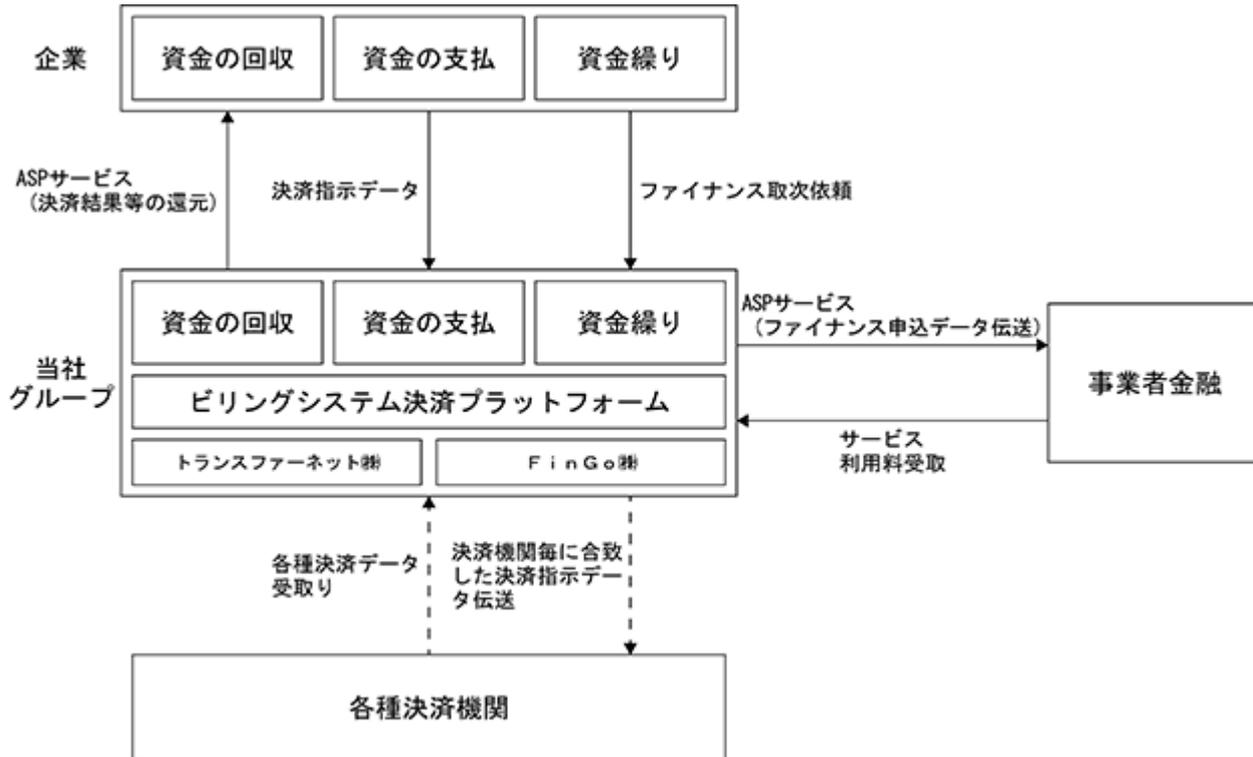
当社が企業の請求書発行業務や前述の収納代行サービス、の送金サポートサービスといった決済業務の代行を受託し、当該業務代行から得られた決済情報を、金融機関等の提携金融事業者へ提供することを通じ、企業のキャッシュ・フローを可視化することで、提携金融事業者の行う企業向けの投融資を安全かつ円滑に運営するためのデータの管理及び取次を行うサービスです。

具体的には、売掛債権等を対象とした投融資(ファクタリング、売掛債権担保融資等)の資産管理業者として、当社が企業のキャッシュ・フロー状況のモニタリング結果を提携金融事業者に提供するとともに、投融資の回収原資となる売上金の入金口座を管理いたします。

当サービスのご利用により、提携金融事業者は、独自には対応の難しい煩雑な債権管理業務をアウトソースでき、かつ、客観データに基づく与信管理体制の強化、当社を通じた回収原資の確保を図ることができます。さらに、企業に対して、資金繰りと業務の効率化を同時にサポートできるサービスです。

事業の主な系統図は、以下のとおりであります。

資金の回収は、 クイック入金サービス、 収納代行サービス、 即時口座振替サービス、 資金の支払は、 送金サポートサービス、 公共料金支払代行サービス、 資金繰りは(2)ファイナンス取次サービスを指します。



- ・ 実線部分は、当社グループサービスを利用する企業又は事業者金融から見える部分であり、点線部分は当社が受託して代行しているため、企業又は事業者金融が関与しない部分となります。
- ・ 当社は、企業又は事業者金融にASPにて決済取次サービスを提供し、その対価として、月額固定費用とデータ処理件数等に応じて課金される従量費用を、業務受託売上として計上しております。
- ・ 当社グループは、連結子会社であるトランスファーネット株式会社に収納代行の一部を委託しております。

(3) その他事業について

その他事業は、決済支援事業やファイナンス支援事業に直接紐づかない事業コンサルティングサービス等のサービスであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) トランスファーネット株式会 社 (注)1.2.3	東京都千代田区	56,800	決済支援事業	66.0	当社は決済サービスの提供を行うとともに、収納業務の委託を行っております。 役員の兼任 2名
F i n G o株式会社 (注)1.2.3	東京都千代田区	30,000	決済支援事業	100.0	当社はカードリーダーを使った決済サービスの提供を行っております。 役員の兼任 2名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
 2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 3. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

事業の名称	従業員数(人)
決済支援事業	
ファイナンス支援事業	97
その他事業	(14)
全社(共通)	
合計	97 (14)

(注) 1. 従業員数は当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、嘱託社員を含めておりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 臨時従業員には、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

4. 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
90 (14)	38.4	6.4	6,944

事業の名称	従業員数(人)
決済支援事業	
ファイナンス支援事業	90
その他の事業	(14)
全社(共通)	
合計	90 (14)

(注) 1. 従業員数は社外から当社への出向者を含む就業人員であり、嘱託社員を含めております。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 臨時従業員には、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当社では、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の使用人が複数の事業に従事しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表を行っていないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは『決済基盤を軸とした新しいワークフローを提供し、お客様の利益を創出します』という企業理念のもと、決済情報に基づいた業務処理の効率化を図る「マネー・チェーン・マネジメント」の思想のもと、企業のあらゆる決済業務の大幅な効率化とコストダウンの実現を支援しております。

当社グループでは上記企業理念のほか、以下の経営理念を掲げ、経営者をはじめとした従業員全体で大切にすべき価値観や行動指針として企業活動を行っております。

私達が大切にする価値観

1) 誠実と責任

誠実を旨とし、責任感を持って、信頼のサービスを社会に提供します。

2) 創造と革新

環境の変化を機敏に感じ取り、創意工夫に努め、常にサービスの革新・改善を推進します。

3) 発展と成長

お客様と共に発展し、社員一人ひとりの成長と幸せを実現します。

ビジョン

1) 私たちは、創意工夫と相互の啓発を大切にし、誇りとやりがいを持てる環境を作ります。

2) 私たちは、決済サービスを中核としつつ、その情報と分析を活かした新しい領域のサービスを提供し、お客様の成長と発展に貢献します。

3) 私たちは、パートナー企業と共に相互のノウハウと強みを活かしたアライアンスを推進し、1 + 1 = の価値を創出します。

4) 私たちは、ビジネスインフラとしての自覚を持ち、事業の安定的な運営と経営の透明性、健全性を堅持し、社会の発展に貢献します。

行動指針

1) 私たちは、ありがとうを大切にします

個人の尊重、利他の精神を重んじ、自由闊達で協力を惜しまない文化の涵養とお互いに感謝しあう気持ちを大切にします。

2) 私たちは、約束を守ります

常に信用を第一に、社内外のルールに沿って誠実に行動し、お客様との約束、情報資産を守ります。

3) 私たちは、挑戦します

現状維持は停滞と捉え、「大胆な発想と着実な一歩。」により、創造、革新、改善に挑戦し続けます。

(2) 経営戦略等

当社グループはこれまで、証券会社や為替・金融先物取引会社に対してクイック入金サービスや、損害保険会社向け自賠償保険料の回収システム「e-JIBAI」に代表される収納代行サービスを主力サービスとして経営を行っておりますが、昨今のキャッシュレス決済の急速な進展を受けて、今後の当社グループの主力サービスとすべく、急増する訪日中国人観光客向けスマホ決済アプリ「WeChat Pay」「Alipay+」などのスマホマルチ決済サービスや、払込票での支払いをスマートフォンを利用して即座に自身の銀行口座より決済できるスマホ決済サービス「PayB」などと、自動販売機、各種屋内外無人機、店頭など場所を選ばず、電子マネーの新たな決済サービスを提供するキャッシュレス決済端末の販売に力を入れております。

なお、当社グループは、2025年12月期から2027年12月期の3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、2024年12月に公表しました。「国内決済基盤の拡充」に向けて、「お客様の決済業務の効率化を図るとともに、決済の安全性・利便性を提供する」を、3カ年の経営テーマとして掲げ、以下に取り組んでまいります。

事業戦略

決済基盤を活用したサービス及び顧客基盤の強化・拡大・創造を目指し、既存サービス及びパートナー企業とのアライアンスの拡大・強化や、教育・医療等の特定業種向けソリューションの構築・推進とともに、「PayB」の法人向けサービスや、ペーパーレス請求・決済サービスをはじめ、新たな商品・サービスの開発にも注力してまいります。

経営基盤強化戦略

事業戦略を支える経営基盤戦略として、人材、財務、広報・IRの強化を図ってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

(2)で記載しました当社グループが注力しておりますスマホ決済サービスやキャッシュレス決済端末の販売の市場については、現在進行形で新しいスマホ決済アプリや電子決済端末が次々に誕生していることから、今後も引き続き成長基調で推移していくものと想定しております。

この流れを受けて当社グループにおきましても、スマホ決済サービスとキャッシュレス決済端末の販売の拡大を目指しており、この方針の達成状況を判断するため、それぞれのサービスにおける売上高を、客観的な指標としております。

また、新たに策定した中期経営計画の具体的な数値目標として、2027年12月期には、連結売上高66億円、連結経常利益12億円、連結自己資本利益率（ROE）20%超の実現及び配当性向35%の継続実施を目指してまいります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、企業の財務活動における決済等の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供しております。

資金の回収業務につきましては、オンライン証券、外国為替証拠金取引会社等へクイック入金サービスを、また損害保険会社等に対し保険料等の回収業務を収納代行サービスとして提供する既存サービスに加えて、払込票での支払いをスマホを利用して即座に自身の銀行口座より決済できるスマホ決済サービスPayBや、中国人観光客が利用している「WeChat Pay」「Alipay+」に加え日本国内で普及している様々なスマホ決済をワンストップでご提供するスマホマルチ決済サービス、また自動販売機・自動精算機・券売機等、様々なカテゴリーの機器に取り付け可能なキャッシュレス決済端末販売事業等のサービスを展開しております。その他、資金の支払業務につきましては、事業会社及び金融会社等に対し、送金サポートサービスを提供しております。また、資金の回収業務や支払業務において得られたデータを活用したファイナンス取次業務を行っており、これら決済に関連する多岐にわたるサービスの提供が当社グループの特色でもあります。

しかしながら、クイック入金サービスを除き、それぞれのマーケットへの普及率は未だ不十分であり、限定的範囲での対応に留まっているため、以下の点を主要課題として認識するとともに、これまで以上の成長を目指し、事業価値の向上を推進してまいります。

人材の確保と教育

当社グループは、クイック入金サービスや収納代行サービスなどの既存サービスをはじめとして、スマホ決済サービスPayBやスマホマルチ決済サービス、また、キャッシュレス決済端末の販売などのサービスを開発し提供するなど積極的な事業拡大を図っております。

それに伴い、営業人員をはじめとした人員確保が急務になっており、今後とも継続して採用の強化、また採用後の教育を実施することで、組織全体の底上げを図り、顧客・サービスに柔軟に対応できる対応力の高い組織を目指してまいります。

アライアンスの強化

当社グループは、資金業務の効率化や地方拠点からの資金の集中等、物販を伴わない資金移動を行うサービスを提供できることに強みがあり、このようなサービスは多くの一般事業会社でもニーズが高く、大きなマーケットが見込めると考えております。一方、サービスをパッケージ化し自力で広く営業展開を図るには、現在の会社規模では難しく、拡販について十分に対応できているとは言えない状況です。

当社グループのより一層の成長のため、今後とも継続して社内の営業人員の確保・育成とともに、営業代行会社等とのアライアンスを強化することで営業力強化を図り、積極的でスピード感のある営業展開を行ってまいります。

システムの増強

決済サービスは一種の社会インフラでもあり、高度なセキュリティと信頼性の高い安定したシステム運用が求められます。インターネットを取り巻く技術革新は日進月歩であり、当社グループは、今後とも継続して新しい技術を積極的に取り入れ、引き続き質の高い運用環境を維持するとともに、事業拡大に対応した運用要員の確保等に注力してまいります。

事業開発力の強化

売上強化のためには、既存のビジネスを着実に発展させることはもとより、顧客ニーズの変化・社会の要請に合わせた新規サービスをタイムリーに開発することが重要です。

スマホ決済サービスPayBやスマホマルチ決済サービス、キャッシュレス決済端末の提供などのサービスの開発・提供を行っておりますが、引き続き、社会の変化を常に意識し、新しいサービスを開発することで積極的な事業拡大を図ってまいります。

中期経営計画の推進・実行

中期経営計画の実現に向けて、(2)で記載しました事業戦略及び経営基盤強化戦略を着実に推進・実行していくことが、今後の重要な課題と認識しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。サステナビリティへの取組みについても、この体制の下で企業活動を行っております。

(2) 戦略

当社グループは、継続的な事業の成長と長期的な企業価値の向上にあたり、人材は最も重要な経営資源と考えております。そのため、多様性に富んだ優秀な人材を積極的に採用し、事業の成長に主体的に取り組める人材を確保するとともに、こうした人材が定着し、その能力を伸ばすことができる環境の整備に努めております。

働く環境においては、リモートワークや時差出勤制度等により柔軟な勤務が可能であり、また、働きがいを感ずる環境整備のため従業員満足度調査を実施し、改善に向けた要因分析や新たな施策の検討を行っております。

また、人的資本経営の観点から、従業員一人ひとりが企業価値向上の担い手として主体的に経営に参加する意識を醸成することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるものと考えております。その取組みの一環として、従業員と株主との価値共有を促進することを目的に「ピリングシステム社員持株会」を通じた奨励金制度を運用しております。

さらに、当社グループは2025年6月5日に設立25周年を迎えたことを契機として、従業員の経営参画意識および企業価値向上に対する当事者意識を一層高めることを目的に、持株会会員に対し、一人当たり10万円の特別奨励金を支給する「特別奨励金スキーム」を導入いたしました。本制度は従業員の資産形成を支援するとともに、当社グループの中長期的な企業価値向上と従業員のモチベーション向上を連動させる仕組みとして位置付けております。本スキームの導入を契機として、持株会未加入の従業員にも加入を促進した結果、持株会加入率は74%と高い水準に達しております。

当社グループでは、本制度を従業員が株主の皆様と中長期的な企業価値の向上を共有する仕組みとして位置付けており、今後も従業員のモチベーション向上やエンゲージメントを高める各種施策に継続して取り組み、人的資本の価値向上および持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、取締役会や経営会議等を通じて、リスクの識別、優先的に対処すべきリスクの絞り込みについて協議しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査役による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

(4) 指標及び目標

当社グループは、人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関して、具体的な指標及び目標は設定していませんが、優れた人材を確保するとともに、こうした人材が定着し、その能力を伸ばすことができる環境の整備に、今後も継続して取り組むとともに、サステナビリティに関する基本方針の策定を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。また、当社グループとして必ずしもそのようなリスク要因とは考えていない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。これらリスクの発生可能性について十分に認識をした上で、発生の回避及び発生時の対応に努めてまいります。本項については、本株式に対する投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありませんので、ご注意ください。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において判断しております。

1. 事業を取り巻く経営環境について

(1) 証券取引、為替取引における規制について

当社グループは、クイック入金サービスにおいて、個人投資家の銀行口座から証券、外国為替の証拠金口座への資金移動をサポートするサービスを提供しておりますが、証拠金倍率の上限規制が導入される等当局による規制が強化され、取扱件数が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 株式市況、外為市況等の変動及び証券取引環境等の変化について

当社グループの提供するクイック入金サービスによる売上げは、株式、外為等市況の変動幅が大きい程取引件数が増加する傾向にありますが、市況変動幅が小さくなった等の理由により取引件数が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、近時、証券口座の不正利用が急増していることを背景に、インターネット証券取引における本人認証等のセキュリティ強化が進められており、これらの対応の影響等により取扱件数の伸びが鈍化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法令による規制について

当社グループの決済代行支援事業については、改正割賦販売法のクレジット番号等取扱契約締結事業者、改正銀行法における電子決済等代行業者、及び資金決済法における前払式支払手段発行事業者に登録しており、それぞれの規制を受け事業を行っておりますが、今後、それぞれの法律が改正され、その内容によって当社の提供するサービスが制限を受ける、また、何らかの事情により登録が取り消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 収納代行預り金について

当社グループの収納代行サービスは、事業者に代わり収納した代金を、分別管理された当社名義の預貯金口座に一時保管した後、所定の期日に事業者に送金するスキームとなっております。

収納代行により当社が一時保管する代金については、貸借対照表上「現金及び預金」(流動資産)及び「預り金」(流動負債)に両建計上されております。

当該収納代行代金については、事業者財産保護の観点から金融機関の決済性預貯金口座において決済用資金と分別管理しており、貸倒リスク軽減のため、契約に基づき事業者に送金する際に手数料(当社売上)を相殺するスキームを採用しておりますが、ペイオフ等に関する金融行政の方針が変更され、当該口座が預金保護の対象とならなくなった場合、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

(5) 競合と参入障壁について

当社グループの提供する決済代行支援事業のうち、クイック入金サービスについては金融機関とのシステム連携のノウハウは専門性を要求されるため、参入障壁が高いものと認識しております。その一方で、EC事業者の運営する仮想店舗での物販に伴うクレジットカード、コンビニエンスストア店頭払い等の収納代行サービスは参入障壁は必ずしも高いものではなく、また、既存の決済代行業者間の競争は激化しております。これら決済等のうち収納代行サービスについて競争の激化により低価格競争を余儀なくされた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業について

当社グループは、従来からのクレジットカード決済やコンビニエンスストア決済などの収納代行サービスや銀行振込入金を24時間リアルタイムで行えるクイック入金サービスに加え、当社開発のスマホ決済サービスPayBや「WeChat Pay」などのスマホマルチ決済サービスやキャッシュレス決済端末の販売など新しいサービスを開発し展開しております。しかしながら、これらのサービスは市場成長率も高く競合他社も増加傾向にあるため、サービスの差別化が難しくなり価格競争に巻き込まれ収益性が悪化するなど予想と異なった場合、投資資金の回収が遅れ、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 革新的技術の出現について

当社グループは、前述(1)～(6)記載のとおり、収納代行サービスやクイック入金サービス、スマホマルチ決済サービスやキャッシュレス決済端末の販売など多くのサービスを展開しておりますが、決済代行支援サービス業界の技術革新のスピードは非常に速く、まったく新しい決済スキーム等の出現により、当社サービスが著しく陳腐化することにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害リスクについて

当社グループは、システム構成の冗長化等を行い、システムダウンが発生しないよう然るべき対応を適宜図っておりますが、地震や台風、大雪などの自然災害や、火災や停電、テロ行為、パンデミック等が発生した場合、物的・人的な損害の発生や、システムダウン以外に営業活動が制限される等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外との取引について

当社グループは、中国人旅行者向けに「WeChat Pay」「Alipay+」というスマホアプリ決済サービスを展開しており、日本国内で中国人観光客がスマホアプリで決済した代金を契約中国企業より送金してもらい、各加盟店企業に当社より送金するスキームを採っております。

そのため、新型コロナウイルス等を始めとするパンデミックや中国における予期しない法律の変更や経済環境の変化、戦争・テロ・紛争等その他要因による社会的・政治的混乱の発生により、利用者の急減や送金の停止等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 仕入先について

当社グループは、キャッシュレス決済端末を海外の企業から輸入し日本国内で販売を行っております。輸入元企業の信用状況悪化等により製品の安定的供給、保守が行われなくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 商品について

当社グループは、キャッシュレス決済端末の品質管理に関して適切な対応に努めております。しかし、このような管理体制を整えているにも関わらず、当社又は、輸入元企業に起因する製造物責任に関わる事故の発生や製品の瑕疵、品質等の不適切な表示により関係諸法令に抵触した場合は、当社グループの社会的信用や企業イメージを損ない、多額の賠償金又は罰金の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 仕入価格について

当社グループは、キャッシュレス決済端末を販売しておりますが、この製品については中国から輸入しており、仕入代金の支払いについては米ドル建てで行っております。

そのため、円高傾向にある時期に事前に米ドルに換金するなど想定レートより有利になるように仕入価格を調整しておりますが、日本円と米ドル間の為替相場が想定以上に円安傾向となった場合、円換算した仕入価格が上昇することになります。当社グループの想定以上に円安が進んだ場合、市場環境いかんでは、かかる仕入価格の上昇分を適正に製品の販売価格に転嫁することが出来ず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、中国からの仕入については上記のとおり、米ドル決済としておりますが、人民元が切上げられた場合、仕入価格が上昇する可能性があり、当該上昇分を適正に製品の販売価格に転嫁出来ない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 製造・供給について

当社グループは、キャッシュレス決済端末を販売しておりますが、この製品の製造・供給について技術上の問題、使用原材料の供給停止、パンデミック、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖又は操業停止した場合、あるいは物流機能等が停止した場合には、製品の供給が妨げられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の事業体制について

(1) 小規模組織であることについて

当社グループは、2025年12月31日現在、役職員数合計が109名で、このうち取締役8名(うち非常勤取締役3名)、監査役3名(うち非常勤監査役2名)と小規模な組織であり、内部管理体制や業務執行体制も組織規模に応じたものとなっております。そのため、もし社員が予期せぬ退社をした場合にはメンバー構成に重大な変化が生じる可能性があります。

(2) 営業体制について

当社グループの現状の規模では、直接顧客企業への営業展開を行うことには限界があるため、顧客開拓等については、事業上のアライアンス先の営業に協力を得ております。このため、アライアンス先の事業戦略が変更されたり、アライアンス先が計画どおりの取引先数、決済取次件数を達成できない等の事情が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの既存の顧客に対しては、追加サービスを提供することにより売上の拡大を図っておりますが、既存顧客に対して当社グループが想定する新たなサービスを提供することができなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 開発体制について

当社は、キャッシュレス化の流れを踏まえスマートフォンを利用した決済サービス「PayB」等新しいサービスを展開しておりますが、優秀な技術者を確保できないなど多様化する顧客のニーズに対応したサービスの提供や高度化するアプリケーション開発がタイムリーにできなかった場合、事業の展開が遅れ当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保について

当社グループは、クイック入金サービスや収納代行サービスなどの既存サービスをはじめ、スマホマルチ決済サービスやキャッシュレス決済端末の販売などの新規サービスを提供するなど積極的な事業拡大を進めております。それに伴い、営業人員やシステム開発要員をはじめとした人員確保が急務になっており、採用部門の強化、また採用後の教育を実施することで、組織全体の底上げを図り、顧客・サービスに柔軟に対応できる対応力の高い組織を目指しております。

ただし、当社グループが事業拡大を進めていくうえで、必要な人材を確保・育成し、活用できない場合には、当社グループの事業展開、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の漏洩について

当社グループは、決済取次サービスの提供において、個人情報を有することがあり、事業の拡大に伴い当社グループの取り扱う個人情報が増大する可能性があります。当社グループは、情報セキュリティ関連規程を整備し、個人情報保護委員会を設置する等、個人情報に係る社内管理体制を整備し、役職員に対する教育を実施し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けております。

しかしながら、外部からの不正なアクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出等の発生で当社の信用が失墜し、顧客の離反や損害賠償等が発生し当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) システム障害について

当社グループは、インターネットを活用した決済関連の業務受託を行っており、金融機関、コンビニエンスストア、カード会社等のシステムとネットワークで接続されております。当社グループの運用するシステムについては、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が重要と認識し、システムの二重化、定期メンテナンスの実施、運用状況のモニタリング、社内CSIRT(コンピューターセキュリティ障害対応チーム)の設置等により障害の抑止策や発生時の対処の適正化・迅速化を図るための対策を講じておりますが、システム障害等の不測の事態が起こった場合、外部からの不正侵入によるシステム動作の不良が起こった場合、また、ネットワークで接続された他社のシステム障害などによってサービスが停止した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 子会社の管理体制について

当社は、連結子会社について、その運営にあたり「子会社管理規程」に基づき子会社の管理体制を整備するとともに当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営を把握、改善を行うなど、適切な管理及び支援を行っております。しかしながら、当社による連結子会社への管理及び支援が適切に行われず、当該子会社の業績悪化や不祥事等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業務委託先のシステムについて

当社グループは、株式会社NTTデータと業務提携を行い、決済収納システムの構築と運用の一部を委託しております。同社のシステムは極めて信頼性が高いものと認識しておりますが、不測の事態により障害が発生した場合は、当社グループの業務が正常に行えなくなり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権の侵害について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないよう社内管理体制を強化しておりますが、当社グループの事業分野において知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社グループが把握できないところで第三者がすでに特許・著作権その他知的財産権を保有している可能性は否めず、当社グループの事業分野において第三者が当社グループより先に特許・著作権その他知的財産権を保護し、損害賠償や使用差止等の請求を受けた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事務オペレーションリスクについて

当社グループは、事務手続きの標準化や文書化に常に取り組んでおりますが、当社グループの展開するサービスの急速な拡大等で事務量が大幅に増加した場合、事務手続きのミスが発生する可能性があり、ミスの内容によっては、加盟店や取引先からの信用を失墜し、加盟店や取引先数が減少することで当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続、世界経済の減速懸念、国際情勢の不確実性など、先行き不透明な状況で推移しました。

当社の属する決済市場におきましては、政府によるキャッシュレス決済の普及促進や消費者の利便性志向の高まりに加え、人手不足を背景とした省力化・業務効率化の必要性から、事業者側においてもキャッシュレス決済の導入が進展しております。さらに、行政・金融機関によるDXの推進や、税公金および公共料金分野におけるデジタル収納ニーズの拡大を背景に、市場全体は引き続き拡大基調にあります。

このような状況の下、当社グループは、クイック入金サービスや公共料金支払代行サービスなど既存サービスの着実な運営を推進するとともに、スマホ決済サービスPayBやキャッシュレス決済端末事業のさらなる売上拡大に向け取り組んでまいりました。

スマホ決済サービスPayBにつきましては、金融機関との連携強化および利用可能な払込票発行機関(加盟店)の拡大を継続した結果、2025年12月末時点で18,431社・団体にまで広がっております。

また、金融機関向け「ATM PayB」や、キオスク端末と連携した「キオスク PayB」など、多様なチャネルでのサービス展開を進めております。加えて、教育機関向けには、「学費収納管理システム」の多通貨対応など、特定業種向けソリューションの拡充にも取り組んでおります。

さらに、法人向け決済サービス「PayB for Business」の取扱いを開始し、公共料金等支払代行サービスとの並行展開を進めるとともに、外部のDXソリューションや企業向けSaaSサービスとの機能連携を積極的に推進しております。2025年10月には株式会社ジェーシービーと業務提携を行い、同社が中小企業・個人事業主向けに提供している資金管理ポータル「Cashmap」に「PayB for Business」を搭載し、税金や公共料金の支払機能を追加し自社サービスとして提供することが決定しております。

これらの取り組みにより、PayBサービスの更なる利便性向上と利用者の拡大を図るとともに、金融機関や事業会社等に向けて、PayBを活用した業務効率化・改善ソリューションの提供を積極的に推進しております。

キャッシュレス決済端末事業につきましては、受託開発案件において計画外の売上計上があったことから、受託開発売上は期初計画を上回る結果となりました。一方で、JR駅構内のロッカーや駐車場、自動販売機など非対面領域での端末導入は堅調に推移したものの、新型端末「PT 10Pro」の開発が遅延し本格的な販売開始が翌期へずれ込んだことから、端末販売に係る売上高は期初計画を下回りました。

既存サービスでは、クイック入金サービスにおいて円安傾向が継続したものの、社会問題となった証券口座の不正利用急増に伴うインターネット証券取引時の本人認証強化の影響等により取扱件数が鈍化したため期初計画を下回りました。一方、収納代行サービスは取扱件数が好調に推移したため、期初計画を上回る結果となっております。

その他のサービスについても定常売上は概ね期初計画を上回り堅調に推移しましたが、スポット売上については、一部の案件が、翌期へ期ずれした影響により、期初計画を下回る結果となっております。

この結果、利益率の高いクイック入金の定常売上が期初計画を下回ったことや、スポット案件の一部が翌期へ期ずれしたことなどから、営業利益および経常利益はともに期初計画を下回る結果となりました。

なお、新規企画案件に係るソフトウェア開発において、事業開始の目途が立たないことから、将来の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度末に減損損失を計上しております。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a . 財政状態

当連結会計年度末における資産の合計は、前連結会計年度末に比べ4,192,338千円増加し、30,146,750千円となりました。

当連結会計年度末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ3,874,189千円増加し、26,869,752千円となりました。

当連結会計年度末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ318,149千円増加し、3,276,997千円となりました。

b . 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高4,546,706千円(前年同期比7.8%増)、営業利益647,366千円(前年同期比3.4%増)、経常利益651,905千円(前年同期比4.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益408,022千円(前年同期比0.3%増)となりました。

セグメントごとの経営成績については、決済支援事業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末と比較して4,016,180千円増加となり、残高は27,669,879千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は4,201,455千円(前連結会計年度末は4,356,214千円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益600,851千円、預り金の増加による収入3,978,226千円などの資金増加要因が売上債権の増加による支出80,026千円、立替金の増加による支出74,438千円及び法人税等の支払額の増加による支出250,769千円等の資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は37,852千円(前連結会計年度は48,313千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出37,206千円などの資金減少要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は147,848千円(前連結会計年度末は80,695千円の支出)となりました。これは主に配当金の支払額141,248千円などの資金減少要因によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループでは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b．受注実績

当社グループでは、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c．販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
決済支援事業(千円)	4,546,162	7.8
ファイナンス支援事業(千円)	544	53.6
合計(千円)	4,546,706	7.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りに特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、主なもの及びその補足事項については以下のとおりであります。

a. 繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の課税所得を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。しかしながら、将来の課税所得等を検討し、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、繰延税金資産に対する評価性引当額を追加計上する可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額を減額する可能性があります。

b. ソフトウェア

ソフトウェアについては、将来の収益獲得、費用削減が確実であると認められた開発費用についてはソフトウェア(ソフトウェア仮勘定含む)に計上しております。このソフトウェアについて将来大規模な計画の変更や使用状況の見直しにより収益獲得、費用削減効果が大幅に損なわれた場合には、ソフトウェアの減損が必要となる可能性があります。

c. 投資の減損

投資価値の棄損が著しく、かつ回収の可能性がないと判断した場合、投資の減損を計上しております。非上場企業への投資の場合、当該会社の財政状態の悪化によりその純資産価値が取得価額に比して50%程度以上下落した場合に将来の回復可能性がなければ、減損処理を行っております。将来の市況悪化・業績不振等により現在の帳簿価額に反映されていない損失や回収不能が発生した場合、投資の減損が必要となる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態の分析

(資産合計)

当連結会計年度末における資産の合計は、前連結会計年度末に比べ4,192,338千円増加の30,146,750千円(前連結会計年度末は25,954,411千円)となりました。これは主に、収納代行サービスに係る預り金の入出金のタイミングの影響を受け、現金及び預金が4,016,180千円増加したことなどによるものであります。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ4,180,733千円増加の29,740,015千円(前連結会計年度末は25,559,281千円)となりました。これは主に、現金及び預金が4,016,180千円増加したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ11,604千円増加の406,734千円(前連結会計年度末は395,129千円)となりました。これは主に、投資有価証券が46,374千円、繰延税金資産が17,745千円増加した一方で、ソフトウェアが41,969千円、工具、器具及び備品が8,447千円減少したことなどによるものであります。

(負債合計)

当連結会計年度末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ3,874,189千円増加の26,869,752千円(前連結会計年度末は22,995,562千円)となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ3,890,714千円増加の26,828,374千円(前連結会計年度末は22,937,659千円)となりました。これは主に、預り金が3,978,226千円増加したことなどによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ16,525千円減少の41,377千円(前連結会計年度末は57,903千円)となりました。これは主に長期前受収益等が減少したことなどによるものであります。

(純資産合計)

当連結会計年度末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ318,149千円増加の3,276,997千円(前連結会計年度末は2,958,848千円)となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益408,022千円を計上したこと、その他有価証券評価差額金33,963千円の計上及び剰余金の配当141,511千円を実施したことなどによるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、収納代行サービス、クイック入金サービス等が順調に推移したことにより、売上高は前連結会計年度に比べ7.8%増の4,546,706千円となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における売上原価は、上記収納代行サービスの売上増に伴い売上原価が増加したため、前連結会計年度に比べ9.0%増の2,925,898千円となりました。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、事業体制強化による人件費の増加などにより、前連結会計年度に比べ7.3%増の973,441千円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は、168,554千円となりました。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ0.3%増の408,022千円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営に影響を与える大きな要因としては、株式市場・外為市況動向、銀行法などの法改正、収納代行預り金などがあります。

まず、株式市場・外為市況動向によって、当社グループの提供するクイック入金サービスが売上に与える影響は大きく、クイック入金サービスの収益が当社グループ全体の業績に大きな影響を与えることを認識しております。株式・外為等市況の変動幅が大きい程取引件数が増加する傾向にあり、市況変動幅が小さいと取引件数が減少する傾向にあります。このように株式・外為等市況に当社グループの業績が大きく影響を受けないために、スマホマルチ決済サービスやキャッシュレス決済端末の販売などの新規サービスを展開し事業を拡大していくことで、株式・外為等市況によるリスクを最大限に抑えるよう取り組んでおります。

また、当社グループは、改正割賦販売法のクレジット番号等取扱契約締結事業者、改正銀行法における電子決済等代行業者、及び資金決済法における前払式支払手段発行事業者に登録しており、それぞれの規制を受け事業を行っております。それぞれの法律が改正され、その内容によって当社の提供するサービスが制限を受ける、また、何らかの事情により登録が取り消された場合、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼすことを認識しております。そのため当社グループは、関連する業界団体等に参加し、研修会やセミナーに参加することで最新の情報を入手できる環境を整えており、事業部門だけでなくコーポレート部門も関与し、法改正への対応についても事前に対策が講じることができる体制を整えております。

当社グループの収納代行サービスは、事業者に代わり収納した代金を、分別管理された当社名義の預貯金口座に一時保管した後、所定の期日に事業者に送金しております。この際、当該収納代行代金の一次保管中に預貯金口座のある銀行が破綻した場合に、預貯金が目減りするリスクを認識しております。そのため当社グループは、事業者財産保護の観点から金融機関の決済性預貯金口座において決済用資金を分別管理し、ペイオフによる預金目減りのリスクを回避しております。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、収納代行サービスにかかる金融機関等への支払手数料や、システム開発の運用・維持にかかる人件費や外注費、キャッシュレス決済端末の購入費用などの売上原価のほか、営業や管理部門などの人件費や本社オフィスの家賃などの販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、当社サービスにかかるサーバ構築費用やソフトウェア開発費用であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は、自己資金と金融機関からの短期借入金を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達については、金融機関からの長期借入金を基本としております。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は27,669,879千円となっております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが重視している経営指標は、新しく展開しておりますサービスの売上高です。それぞれの指標の実績及び目標は以下のとおりです。

サービス名	2024年12月期 実績	2025年12月期 実績	2026年12月期 目標
スマートフォン決済サービス	911百万円	1,045百万円	1,359百万円
カードリーダーソリューションサービス	536百万円	536百万円	685百万円

e. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

「決済支援事業」以外の事業の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5 【重要な契約等】

業務委託契約等

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
ビリングシステム株式会社	株式会社NTTデータ	日本	システム使用並びに業務委託契約	2009年10月1日	株式会社NTTデータ所有のシステムの使用並びに収納代行・決済サービスの業務委託契約	2009年10月1日から2015年5月31日まで(その後1年単位の自動更新)
ビリングシステム株式会社	株式会社NTTデータ	日本	M P N通信機能に関するITアウトソーシングサービス契約	2011年12月27日	株式会社NTTデータ所有のシステムの使用並びに収納代行・決済サービスの業務委託契約	2012年1月15日から2015年5月31日まで(その後1年単位の自動更新)

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は37,557千円であります。
 その主なものは、新規事業サービスの開発費用及びキャッシュレス決済端末の開発費用であります。
 なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	合計	
本社 (東京都千代田区) データセンター (東京都品川区)	決済支援事業・ ファイナンス 支援事業	業務施設、シス テム機器及び販 売設備	67,799	14,989	22,081	104,869	90 (14)

(注) 1. 上記本社及びデータセンターは賃借中のものであり、その年間賃料は93,822千円であります。
 2. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数を外書しております。

(2) 子会社

2025年12月31日現在

会社名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	合計	
F i n G o 株式会 社 (東京都千代田区)	決済支援事業	システム機器及 び販売設備	3,951	358	67,270	71,580	7

(注) 平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完了後の 増加能力
			総額	既支払額				
本社 (東京都千代田区) データセンター (東京都品川区)	決済支援事 業・ファイ ナンス支援 事業	業務施設、 システム機 器及び販売 設備	83,706		自己資金	2026年 1月	2026年 12月	既存サービ スの改良 新規サービ ス対応

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,324,800
計	24,324,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,564,400	6,564,400	東京証券取引所 (グロース)	単元株式数 100株
計	6,564,400	6,564,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年7月1日 (注)	3,282,200	6,564,400		1,237,988		83,900

(注) 株式分割(1 : 2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	25	27	27	23	3,388	3,493	
所有株式数 (単元)		931	4,476	12,904	10,422	265	36,596	65,594	5,000
所有株式数 の割合(%)		1.42	6.82	19.67	15.89	0.40	55.80	100.00	

(注) 自己株式275,020株は、「個人その他」に2,750単元、「単元未満株式の状況」に20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社T-SKY	東京都渋谷区東二丁目26番4号	598,800	9.52
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人 岡三証券株式会社)	ROOMS 2605-7, 26F, WING ON CENTRE, 111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号)	441,600	7.02
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	440,000	7.00
住原 智彦	東京都世田谷区	233,600	3.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOELANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号)	214,700	3.41
宗教法人宗三寺	神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目4番3号	168,000	2.67
江田 敏彦	東京都港区	163,100	2.59
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	141,413	2.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	132,797	2.11
BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	ROOM 2801, LEVEL 28, TOWER 1, THE MILLENNIUM, 98 HOW MING STREET, KWUN TONG KOWLOON, HONGKONG (東京都港区赤坂一丁目12番32号)	107,900	1.72
計		2,641,910	42.00

(注) 1. 上記のほか、自己株式が275,020株あります。

2. 2025年12月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、オールド・ピーク・グループ・リミテッドが2025年11月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
オールド・ピーク・グループ・リミテッド (Old Peak Group Ltd.)	c/o Old Peak Ltd., Suite 901, 9th Floor, 28 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong	398	6.07

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 275,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,284,400	62,844	
単元未満株式	普通株式 5,000		
発行済株式総数	6,564,400		
総株主の議決権		62,844	

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一 丁目2番2号	275,000		275,000	4.19
計		275,000		275,000	4.19

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

2026年2月13日の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
取締役会(2026年2月13日)での決議状況 (取得期間 2026年2月20日～2026年5月31日)	100,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,000	100,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式	41,000	46,309,200
提出日現在の未行使割合(%)	59.0	53.7

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	275,020	-	316,020	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つであると認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案し、安定性の上に業績連動を加味した株主還元を実施することを基本方針としております。具体的には、連結配当性向35%を基準としつつ、短期的な利益変動の大きな局面においても連結株主資本配当率(DOE)3%を目安として配当を行うこといたします。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

当期の配当につきましては、今後も引き続き企業価値の向上に努める所存ですが、同時に当社株式を長期保有していただいております株主の皆様への利益還元として、配当を実施させていただくこととし、1株当たり25円80銭の期末配当をご承認いただく予定です。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年3月24日 定時株主総会決議	162,266	25.80

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、社外監査役の選任を行い、迅速な意思決定が可能かつ業務執行に対する強い監督機能を持った体制作り注力しております。また、経営の透明性の確保と環境変化への対応力の継続的向上にも努めております。

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しており、取締役会において経営の重要な意思決定及び業務遂行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、取締役の業務執行状況等の監査を実施しております。

また、経営に対する監督機能を強化するため社外取締役を選任するとともに財務・法務等の専門的見地を有する社外監査役および金融機関における豊富な経験と幅広い知識を有する常勤監査役が、内部監査部と連携して監査を行うことにより経営監視機能の強化に取り組んでおります。以上のような経営執行の体制と監査役による経営監視機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、本体制を採用しております。

イ．会社の機関の内容

a．取締役会

取締役会は、提出日現在、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例取締役会は毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、会社の重要な業務執行の決定を行い、他の取締役の職務執行を監督しております。

また、代表取締役の選定及び解雇を行う機関として位置づけられております。

尚、当社では、社外取締役2名が、独立した立場から、幅広い知識や豊富な経験をもとに、中長期的な企業価値向上に資するよう、取締役会において適切な助言や意見を適宜述べております。

各取締役の氏名等につきましては、(2)(役員の状況) 役員一覧をご参照ください。

b．監査役会

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は毎月1回開催することを基本としており、必要に応じて臨時的監査役会を開催しております。

監査役会では、年間の監査方針及び監査計画を策定し、取締役会へ出席し、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、必要に応じて意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役は内部監査部や会計監査人と連携して、監査機能の向上に努めております。

各監査役の氏名等につきましては、(2)(役員の状況) 役員一覧をご参照下さい。

c．指名・報酬委員会

当社役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化しコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会への答申を行います。

- 1) 株主総会に付議する取締役・監査役の選任及び解任議案の原案に関する事項
- 2) 最高経営責任者(社長)の後継者計画に関する事項
- 3) 株主総会に付議する取締役・監査役の報酬等に関する議案の原案に関する事項
- 4) 取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等に関する事項
- 5) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

また、指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役又は社外監査役とし、委員長は、独立社外取締役である委員の中から、委員会の決議によって選定いたします。

d . 経営会議

常勤取締役及び本部長で構成される経営会議を設置しております。経営会議は毎週開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されております。経営会議は、当社グループを取り巻く経営環境が著しく変化する中で経営執行に関わる迅速な意思決定を行うために開催されております。主な討議事項は、業務遂行状況の管理や予算進捗状況の管理、人員計画の策定などがあります。

e . 内部監査部

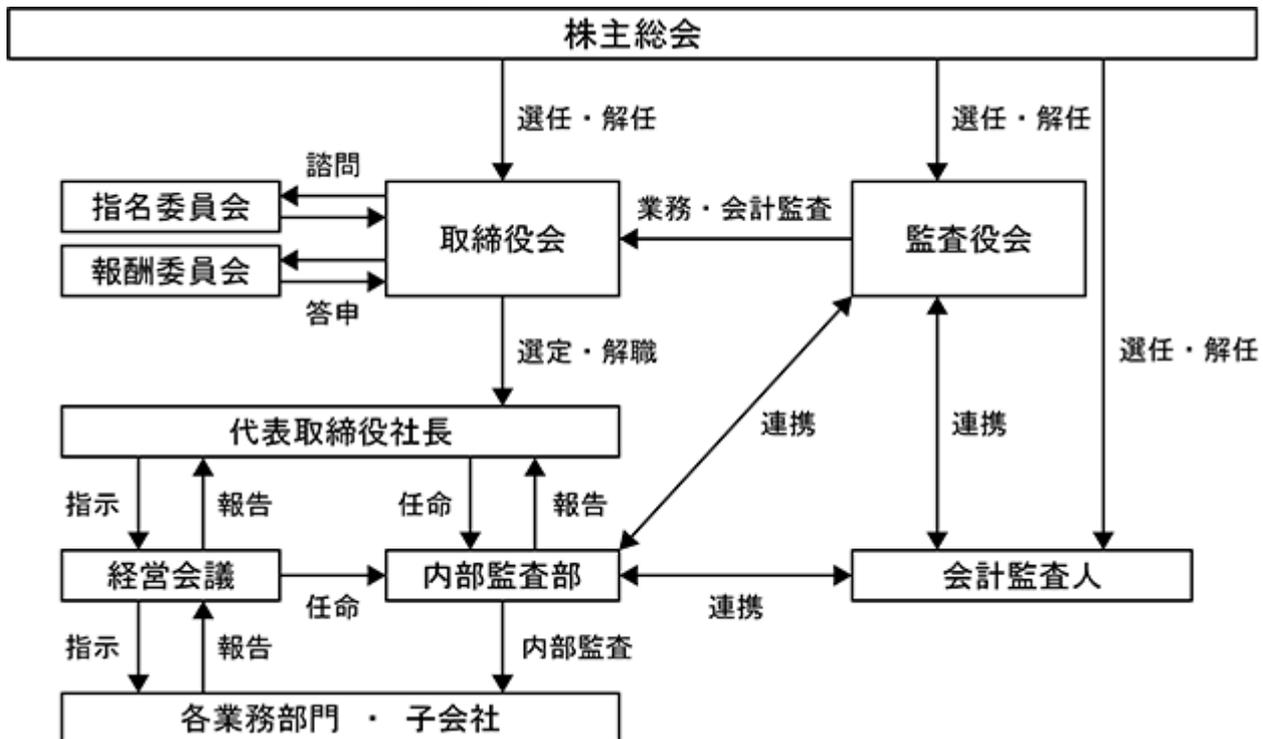
代表取締役直轄の組織として内部監査部を設置しております。

内部監査部は、業務の有効かつ効率的な運営を図るとともに、会社財産の保全を目的として活動を行うために代表取締役の指示に基づき、月1回各部署の業務監査を遂行し、改善事項の指摘及び指導をしております。また、監査結果については、被監査部門に対して改善要請をするとともに、代表取締役への報告をしております。

このような体制を採用することにより、経営判断の適切性と迅速な業務執行が可能となり、また、経営の透明性、健全性、公正性の確保並びにリスク管理の徹底が図れるものと考えております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制体制は、以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



(参考)取締役、監査役スキルマトリックス

氏名	役職	管掌分野	期待されるスキル、専門的な分野							
			企業経営・経営戦略	営業・マーケティング	IT・商品開発	財務・会計・M&A	人事・労務	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	国際性
江田敏彦	取締役 会長	経営全般	○	○	○				○	○
石塚昭浩	代表 取締役	経営全般		○			○			
木幡 徹	取締役	営業本部			○	○				
長谷川毅	取締役	管理本部							○	
住原智彦	取締役		○			○		○		○
安孫子和司	取締役 (社外)		○		○		○		○	
木崎重雄	取締役 (社外)		○	○		○				○
大林幹司	常勤監査 役 (社外)		○	○				○	○	
山田啓介	監査役 (社外)					○			○	
中谷浩一	監査役 (社外)							○	○	○

当社グループの経営の基本方針を策定し、適切に経営を監督するため、上記の各項目の観点で高度な専門的知識と高い見識を有する取締役、監査役を選任します。また、経営に対する監督機能の強化を図るため、2名の社外取締役、3名の社外監査役を選任します。

上記において、 は、各取締役が現在担当する役職の属性を、 は、各取締役、監査役が深い見識、豊富な経験を有する分野を示しています。

なお、上記は、各候補者に特に期待されるスキル・専門的な分野であり、各候補者の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システム及びリスク管理体制は、経営組織の整備状況、業務運営の効率化及びリスク管理の状況等を検討、評価、報告することにより、経営管理に寄与することを基本方針としております。

なお、当社の主な内部統制システム及びリスク管理体制に関する整備状況は、以下のとおりであります。

- a．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識し社会的責任を果たすために、コンプライアンスポリシーを定め定期的な研修を通じ周知徹底を図る。
- b．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書の作成、保存及び廃棄を規定した文書管理規程に則り、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により保存、管理を行い、取締役、監査役からの要請があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。
- c．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
決済の取次という当社の基本業務において、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保が最も重要と認識し、情報セキュリティ関連規程を整備するとともに情報セキュリティ委員会を設置し、運用状況のモニタリングを行う。また、社内CSIRTを設置し、セキュリティインシデントの抑止策・体制の強化、及び発生後の対処の適正化・迅速化を図る。
- d．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の協議・決定を行う機関として経営会議を設置する。
- e．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社管理規程に則り、経営等に関する事項につき当社経営会議等に報告を求める。
 - 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の基本業務に徴し、情報セキュリティに関する機密性、完全性、可用性の確保、製品の品質管理、仕入先管理が重要と認識し、当社の関連規程を準用し、運用状況のモニタリングを行う。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社管理規程に則り、重要事項は事前に協議を行うこと等により、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役及び監査部門による監査、内部統制の整備・運用状況の評価等により業務の適正性を検証する。
- f．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な人員を配置する。
- g．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
前号の使用人に対する指揮命令は監査役が行うものとし、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- h．当社の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議において、適宜職務執行状況を監査役に報告する。
 - 2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の監査等を通じて子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切に当社の監査役に報告する。また、当社の監査役より業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切に報告する。

- i . 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度を準用し、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- j . 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なであると認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- k . その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の重要な会議への出席、各部責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を通じて情報意見交換を行う。
- l . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備体制
 - 1) 暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による圧力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになります。当社は、自らの社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては、会社を挙げて毅然とした態度を維持してまいります。
 - 2) 当社では、コンプライアンス・ポリシーを定め、倫理基準として反社会的勢力排除について謳い、全役職員がコンプライアンス研修を受講しております。また、コンプライアンス誓約書を提出しております。
 - 3) 反社会的勢力排除を含めたコンプライアンス実施全体責任者は、管理部門所管取締役と定めております。
- ロ . リスク管理体制の整備の状況
 - a . 内部統制システムの整備の状況
「c . 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」をご確認ください。
 - b . 子会社の管理及び業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に従い、経営企画室を主管部署として関係会社の経営成績、財政状況についての報告を受けております。また、当社の取締役が子会社の取締役、監査役を兼任しております。
経営企画室は、関係会社管理規程に従い、子会社における内部統制状況の把握に努めており、内部統制の改善策の指導、実施、助言を行っております。
 - c . 取締役の定数
当社の取締役は、8名以内とする旨定款に定めております。
 - d . 取締役の選任及び解任の決議要件
当社は、取締役の選任会議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
 - e . 自己株式の取得の決定機関
当社は、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。
 - f . 剰余金配当等の決定機関
当社は、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、株主への利益還元や将来の資本政策の機動的な遂行を可能とするものであります。
 - g . 株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。
 - h . 取締役及び監査役の責任免除
当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できることを目的とするものであります。

i . 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項において定める額を賠償責任の限度としております。

j . 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うこと又は、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることとなります。保険料は全額当社が負担しております。

取締役会の活動状況

当社は取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時開催することとしております。当事業年度においては取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	江田 敏彦	17回	17回
代表取締役社長	石塚 昭浩	14回	14回
取締役	木幡 徹	17回	17回
取締役	長谷川 毅	17回	17回
取締役	艾力江 買買堤	14回	14回
取締役	住原 智彦	17回	17回
取締役	安孫子 和司	17回	17回
取締役	木崎 重雄	17回	17回
常勤監査役	大林 幹司	17回	17回
監査役	山田 啓介	17回	17回
監査役	中谷 浩一	17回	16回

取締役会における具体的な検討内容は以下のとおりであります。

取締役会では、取締役の職務執行の状況を監査・監督するとともに、必要に応じて意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役は内部監査部や会計監査人と連携して、監査機能の向上に努めております。

(注1) 各氏の役職は、2025年12月31日時点の情報を記載しております。

(注2) 石塚昭浩氏は取締役及び代表取締役社長就任後、艾力江買買堤氏は取締役就任後の状況を記載しております。

指名委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名委員会を計8回開催しており、個々の指名委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役（委員長）	木崎 重雄	8回	8回
取締役会長	江田 敏彦	8回	8回
代表取締役社長	石塚 昭浩	4回	4回
取締役	長谷川 毅	8回	8回
社外監査役	大林 幹司	8回	8回
社外監査役	山田 啓介	4回	4回
社外監査役	中谷 浩一	8回	8回

指名委員会における具体的な検討内容として、取締役選任議案の原案について審議し、その結果を取締役に答申しております。

（注1）各氏の役職は、2025年12月31日時点の情報を記載しております。

（注2）石塚昭浩氏、山田啓介氏の各氏は指名委員就任後の状況を記載しております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を計6回開催しており、個々の報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役（委員長）	木崎 重雄	6回	6回
取締役会長	江田 敏彦	6回	6回
代表取締役社長	石塚 昭浩	4回	4回
取締役	長谷川 毅	6回	6回
社外監査役	大林 幹司	6回	6回
社外監査役	山田 啓介	6回	6回
社外監査役	中谷 浩一	4回	4回

報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役の個人別の報酬案について審議し、その結果を取締役に答申しております。

（注1）各氏の役職は、2025年12月31日時点の情報を記載しております。

（注2）石塚昭浩氏、中谷浩一氏の各氏は報酬委員就任後の状況を記載しております。

(会社の支配に関する基本方針)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業の決済業務と多数の金融機関を一元的に結び、様々な決済ソリューションを提供することを目的に、2000年6月に設立されました。当社の創業者は、銀行における23年の実務経験の中で、企業間決済や資金運用機能の開発に携わってまいりましたが、多くの企業から寄せられる決済処理の効率化の要望に、金融機関が提供する機能やサービスだけでは十分に答えられないという事態に直面しておりました。そこで、当社は、金融機関という立場では様々な制約もあることを踏まえて、系列を超えた真にユーザーサイドに立ったサービスの実現を図ることを目指してまいりました。

企業の決済処理を効率化するためには、取引先の利用するすべての銀行との連携、そして十分な情報伝達と処理スキームの共有が必要となります。そこで、当社は、インターネットを利用した決済基盤の構築を通して、各種金融機関のサービスと連携して利用できる独自の決済プラットフォームを構築してまいりました。金融機関等決済機関はそれぞれ使用するシステムが異なりますが、当社では企業から受け取った決済等の情報を、必要な決済機関に合致したデータに変換して伝達いたします。これにより、企業は決済機関毎に決済等の情報を送付しなくとも、当社とアクセスすることで一括して決済等の業務を完結させることが可能となります。

こうした事業に携わる当社の社員は、決済業務を知り尽くした専門家集団であり、高いコンサルティング力を有しております。そして、かかる専門知識を活かして、顧客企業の事業モデルに即した効率化とコスト削減を実現する決済手段を提案しております。

この結果、インターネットを利用した個人投資家の株式の売買、為替・金融先物取引に付随する銀行口座、証券口座(証拠金口座)間の資金移動をリアルタイムでサポートする「クイック入金サービス」は一種業界の標準サービスとなり、現在約80社で利用されております。また、自賠責保険に関わる損害保険業界の共通のシステム(e-JIBAI)において収納代金の回収業務を受託しており、これも損害保険業界の標準サービスとなっております。

当社の顧客は、このように証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社といった金融庁が所管する金融機関が多く、当社はアウトソーシング先として、当局が要求する事務、システム、オペレーションにおける一定の水準をクリアすることが求められており、当社の提供する「決済情報プラットフォーム」は、企業活動の合理化を支援するサービスとして一種の社会インフラともなっております。

このような決済関連サービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資さない株券等の大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

イ．当社の企業価値の源泉

高い専門性

当社の営業は、個々の企業ニーズに合わせた決済処理についての提案型営業が主体であり、規格化された商品をマスマーケットに拡販する営業とは異なります。このため決済に関わる高度の専門的知識が求められております。当社の設立当初は創業者のかかるノウハウに依存しておりましたが、その後OJTによる教育の浸透、また、信販会社、銀行、ノンバンク、証券会社等の出身者が入社したこともあり、組織としての高い専門性を有するようになっております。

提携金融機関と顧客企業

当社の最大の強みは、大手銀行、ネット銀行、ゆうちょ銀行等多数の金融機関との提携により、決済業務における中継システムとして統合的な決済基盤を確立していることです。設立以来築き上げてきた金融機関との連携は、システム面のみならず、人的ネットワークも含めた幅広いものです。こうした基盤の構築により、顧客企業にかつてない利便性の提供を可能にしております。

また、当社の主要顧客は、証券会社、為替・先物取引会社、損害保険会社等の金融関連企業となっております。こうした企業との取引は、一度取引を開始させていただくと、継続的な取引につながるケースが多々あります。

このような顧客資産と提携金融機関のネットワークは当社にとって最大の財産であり、今後とも一層取引深耕を図っていくことが必要となります。

企業風土と健全な財務体質

決済サービスは、物の販売等の経済活動の裏側にある、謂わば黒子のような存在ですが、なくてはならない一種の社会インフラとも言えます。そして、これを支えるには堅牢なシステムとオペレーションが必要です。また、業務に携わる社員には、高い倫理観と誠実性が求められております。このように、当社は、縁の下での力持ち的な存在であることから、当社社内でも堅実な成長を求め続ける企業風土が定着しているとともに、当社としても、それを維持することが重要となっております。当社では、創業以来培ってきたノウハウに加えて、こうした堅実、誠実な企業としての姿勢があいまって、安心、安全、安定したサービスを提供できる体制が構築できているものと認識しております。

また、こうしたサービスを支える企業にとっては、財務体質の健全化が取引先の信頼を確保するために重要となるため、当社は、極めて健全な財務体質を維持しており、今後の事業拡大における設備投資、人的投資、企業買収等にも迅速に対応できる資金力を保有しておりますが、こうした財務体質の健全性も、当社の成長の礎となっております。

ロ．企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のためには、既存ビジネスの拡大と新規ビジネスへの取組みが必須であると認識しております。

当社の決済支援サービスの主力商品として、収納代行サービス、クイック入金サービス、支払サポートサービス、スマートフォン決済サービスがございますが、今後は、既存サービスを他業態へ転用し、新たな事業分野での事業構築を推進することや、国際決済における基盤構築の確立を図ってまいります。

八．株主還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また、一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案し、安定性の上に業績連動を加味した株主還元を実施することを基本方針としております。具体的には、連結配当性向35%を基準としつつ、短期的な利益変動の大きな局面においても連結株主資本配当率（D O E）3%を目安として配当を行う方針です。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、毎事業年度における配当は、期末と中間の2回行うことができることとしております。

これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

2025年度につきましては、株主の皆様への利益還元として、1株当たり25円80銭の期末配当を予定しております。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量の買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、2011年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では2024年3月26日開催の当社第24回定時株主総会において承認をいただき継続しております。(当該継続後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランの概要は、次のとおりです。

イ．本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランは、()当社株券等の特定株式保有者等の議決権割合を15%以上とする当社株券等の買付行為、()結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為、又は、()結果として特定株式保有者等の議決権割合が15%以上となる当社の他の株主との合意等(共同して当社株券を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。)を対象とします。(いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、()及び()の買付行為については、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、()乃至()の行為を総称して「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)

ロ．独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者等のいずれかに該当する者の中から選任されます。

ハ．大量買付ルールの概要

大量買付者が大量買付行為を行う前に、当社代表取締役に対して買付意向表明書を当社所定の書式にて提出していただき、当社取締役会は、かかる大量買付行為に関する評価、検討に必要な情報の提供を求め、大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

ニ．大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置は採りません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様にご判断を委ねます。

但し、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ホ．大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ヘ．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2027年3月に開催予定の定時株主総会の終結の時までとなっております。

なお、有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会又は取締役会の決議により廃止が可能です。

基本方針の実現のための取組みについての当社取締役会の判断及びその理由

イ．当社の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記)について

上記 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記)について

当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

()買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた(a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意の原則、(c)必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨並びに東京証券取引所が2015年6月1日付で公表した「コーポレート ガバナンス・コード」の原則1 - 5 (いわゆる買収防衛策)及び補充原則1 - 5 を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

さらに、本プランは、企業買収の公正な在り方に関する研究会が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針」にも沿った内容になっており、合理性を有するものであります。

()株主の皆様の意思の重視と情報開示

本プランの発効は当社取締役会決議によるものですが、当社は、当社株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止についても、株主の皆様を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動の決議に際して、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を開催し、株主の皆様を尊重することとされており、対抗措置の発動に関しても株主の皆様が反映されることとなります。

また、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

()当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

a 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置することとしております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

b 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

()デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧(提出日現在)

男性11名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	江田 敏彦	1953年9月15日生	1977年4月 株式会社三井銀行(注1)入行 2000年6月 当社設立代表取締役社長 2015年11月 QCS株式会社代表取締役 2017年3月 トランスファーネット株式会社代表取締役 2018年9月 FinGo株式会社取締役 2020年3月 同社代表取締役会長(現任) 2025年3月 トランスファーネット株式会社取締役 2025年10月 当社取締役会長(現任)	(注11)	163,100
代表取締役 社長	石塚 昭浩	1968年8月17日生	1991年4月 NTTデータ通信株式会社(注2)入社 2013年4月 同社P&F事業推進部企画部長 2016年7月 同社グローバルペイメント&サービス事業部長 2021年6月 NTT DATA Asia Pacific Pte.Ltd. Chairman and CEO 2022年6月 株式会社NTTデータ経営研究所取締役 2025年3月 当社取締役 2025年7月 FinGo株式会社取締役(現任) 2025年10月 当社代表取締役社長(現任)	(注11)	2,300
取締役 営業本部長兼 業務本部長	木幡 徹	1977年3月16日生	2008年10月 当社入社 2011年4月 当社ファイナンス事業部長 2015年11月 当社業務本部長 2015年11月 QCS株式会社取締役 2016年9月 当社営業本部長(現任) 2021年3月 当社取締役(現任) 2025年4月 当社業務本部長(現任)	(注11)	1,000
取締役 管理本部長	長谷川 毅	1970年10月15日生	2008年11月 当社入社 2011年4月 当社管理部長 2016年5月 株式会社ケイブ 執行役員経営管理部長 2019年10月 当社管理本部長(現任) トランスファーネット株式会社取締役(現任) 2023年3月 当社取締役(現任) 2025年3月 給与賞与株式会社代表取締役(現任)	(注11)	1,000
取締役 非常勤	住原 智彦	1957年11月26日生	1980年4月 株式会社三井銀行(注1)入行 2000年8月 当社入社 2001年1月 当社取締役(現任) 2005年3月 トランスファーネット株式会社監査役 2007年1月 給与賞与株式会社代表取締役 2019年10月 FinGo株式会社取締役	(注11)	233,600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	安孫子 和司 (注9)	1963年12月6日生	1987年4月 2003年7月 2007年6月 2010年7月 2017年4月 2017年6月 2019年3月 2024年7月	日本電信電話株式会社(注2) 入社 同社公共システム事業本部部长 同社第四公共システム事業本部統 括部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ・フロンティア(注8)へ出向 同社経営企画本部企画担当部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ・フロンティア(注8)入社 同社経営企画本部企画担当部長 同社取締役執行役員経営企画本部 長 当社取締役(現任) 株式会社NTTデータフロンティア 取締役執行役員人事総務本部長 (現任)	(注11)	-
取締役 非常勤	木崎 重雄 (注9)	1963年6月28日生	1986年4月 1996年11月 2003年1月 2010年4月 2013年4月 2015年4月 2017年11月 2019年3月 2019年3月 2025年6月	新日本製鐵株式会社(注4)入社 ジェミニ・コンサルティング・ ジャパン入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミル トン株式会社(注5)入社 日本アイ・ピー・エム株式会社入 社 ブレイン・アンド・キャピタル株 式会社(注6)代表取締役社長 オリオン電機株式会社代表取締役 社長 フューチャー株式会社入社 キザキ・エンタープライズ株式会 社代表取締役(現任) 当社取締役(現任) 株式会社D T S社外取締役(現 任)	(注11)	-
監査役 常勤	大林 幹司 (注10)	1956年5月31日生	1980年4月 2005年6月 2005年7月 2010年6月 2015年4月 2018年4月 2019年3月	株式会社三井銀行(注1)入行 三井住友銀オートリース株式会社 (注7)入社 同社東京営業部部长 同社執行役員首都圏営業本部副 本部長兼東京営業第七部長 同社常務執行役員近畿圏営業本 部長 同社顧問近畿圏営業本部長 当社監査役(現任)	(注12)	4,900
監査役 非常勤	山田 啓介 (注10)	1958年5月19日生	1985年4月 1988年3月 1989年9月 2010年1月 2011年3月 2014年6月 2016年6月	デロイトハスキングズアンドセルズ 公認会計士共同事務所 (注3)入所 公認会計士登録 税理士登録 公認会計士・税理士山田啓介事務 所設立(現任) 有限会社山田殖産入社(現任) 当社監査役(現任) 有機合成薬品工業株式会社社外取 締役 同社社外取締役(監査等委員)(現 任)	(注12)	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 非常勤	中谷 浩一 (注10)	1969年11月17日生	1997年4月 1997年4月 2004年4月 2006年9月 2007年9月 2008年9月 2010年1月 2015年3月 2026年1月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 法務部勤務(社内弁護士) 桃尾・松尾・難波法律事務所入所 米国ワシントン大学ロースクール Master of Law授位(IPマスター コース) イタリア共和国トリノ Studio Legale Jacobacci & Associati (IP専門法律事務所) Visiting Attorney 桃尾・松尾・難波法律事務所復帰 同事務所パートナー 当社監査役(現任) 森&パートナーズ法律事務所入所 同事務所パートナー(現任)	(注12)	
計						405,900

(注1)現株式会社三井住友銀行であります。

(注2)現株式会社NTTデータであります。

(注3)現有限責任監査法人トーマツであります。

(注4)現日本製鉄株式会社であります。

(注5)現PwCコンサルティング合同会社であります。

(注6)現ブレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス株式会社であります。

(注7)現住友三井オートサービス株式会社であります。

(注8)現株式会社NTTデータフロンティアであります。

(注9)会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注10)会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注11)取締役の任期は、2025年3月25日開催の定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。

(注12)監査役任期は、2023年3月23日開催の定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。

(注13)2026年3月23日付で、艾力江買買提氏が一身上の都合により取締役を辞任しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社社外取締役である安孫子和司氏は、大手情報・通信会社の経営幹部の経験があり、決済業務についての知
見を有しております。

当社社外取締役である木崎重雄氏は、長年にわたる経営者及び経営コンサルタントとして豊富な経験があり、
情報システムについての幅広い知見を有しております。

当社社外監査役である大林幹司氏は、長年にわたる金融機関の経営幹部としての豊富な経験と幅広い知識を有
しております。

当社社外監査役である山田啓介氏は、公認会計士として企業会計に関し豊富な経験・知識を有しております。

当社社外監査役である中谷浩一氏は、弁護士として企業法務に関し豊富な経験・知識を有しております。

なお、監査役中谷浩一氏は、2025年12月末で桃尾・松尾・難波法律事務所を退所し、2026年1月1日より、森&
パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士に就任しております。

以上、その経歴等から当社の経営を十分理解した上で、経営判断及びその意思決定において、有用な助言を含
め社外取締役及び社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

当社と社外監査役との間には、一部当社株式の所有(「役員の状況」に記載)を除き、人的関係、資本関係又は
取引関係その他利害関係はありません。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害
賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は金50万円又は会社法第425条第
1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

当社では、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、選任にあ
たっては、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考にしております。

なお、当社は、安孫子和司氏、木崎重雄氏、山田啓介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同
取引所に届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部

監査部との関係

社外取締役は、取締役会、監査役会、取締役等との意見交換を通じて、監査役会、内部監査部、会計監査との連携を図り、また内部統制システムの構築・運用状況について、監督・監査を行う体制としております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成される監査役会を設置しております。監査役3名はいずれも社外監査役であります。

監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査や業務執行状況の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制を構築しております。また、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

社外監査役山田啓介氏は、公認会計士として企業会計に関し豊富な経験・知識を有しており、会計に関する専門的な見地と豊富な経験を有しております。

社外監査役中谷浩一氏は、弁護士として企業法務に関し豊富な経験・知識を有しております。

監査役の連携については、四半期ごとに会計監査人により監査結果報告を聴取するほか、適時に会計監査人と会合を行い、意見及び情報の交換を行うなど連携を図っております。また、定期的に当社の内部監査部と意見・情報の交換を行うとともに、内部監査計画、内部監査実施状況、内部監査結果などについて報告を求めるなど、監査機能の有効性、効率性を高めるため、連携を密にとっております。

当事業年度において当社は監査役会を合計12回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	大林 幹司	12回	12回
監査役	山田 啓介	12回	12回
監査役	中谷 浩一	12回	11回

監査役会における主な検討事項としては、監査方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書の作成、また、会計監査人の監査報酬に関する同意、会計監査人の再任・不再任、選解任等であります。

内部監査の状況

当社は内部監査部を設置しております。同部では、内部監査を実施し、その結果の報告、内部監査指摘事項の改善状況の調査・報告を代表取締役社長に行っております。これにより、リスクが高い取引の発生防止や業務の効率性改善等に努め、会社の業績向上、法律を遵守した経営を通じて会社の発展に寄与することを目的としております。

また、同部が社外監査役とも連携を密にし、当該内部監査結果を社外監査役に報告することで監査役監査の有効性、効率性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2020年12月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士：桐川 聡

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士：篠田友彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際して、監査法人としての独立性及び専門性並びに監査活動の効率性を総合的に勘案しております。

また、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性を有しており、会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていること、さらに監査報酬も妥当であることなどから、総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、再任の審議を行うにあたって、監査法人の評価を行っております。監査役会は監査法人との定期的な面談を行い、当社を取り巻く事業環境の変化、問題点やリスクの共有等を行い、また管理部門、内部監査部門及び業務執行部門から意見を聴取することにより、監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査の実施状況等を確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	25,830		24,360	
連結子会社				
計	25,830		24,360	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特段の定めをしておりますが、監査日数及び当社の業務内容等の諸条件を勘定し、監査法人と相互協議の上、監査役会の同意を得て監査報酬を定めております。

e. 監査報酬への同意

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬限度額は、2008年3月26日開催の第8回定時株主総会決議により、取締役の報酬の年額は150,000千円以内、監査役の報酬の年額は60,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役1名)、監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)であります。

当社の取締役の報酬は、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する取締役会決議に基づき、取締役会で決定しております。

同決議に基づき、代表取締役社長石塚昭浩が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任を受けるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、当社役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、2024年8月28日開催の取締役会において、任意の報酬委員会を設置しました。これにより、2025年度以降の取締役の個人別の報酬等については、報酬委員会にて審議を行い、取締役会は報酬委員会の答申内容が最大限尊重されていること、及び取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

また、当社では株式累積投資制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。なお、現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんが、当社に最適な報酬制度のあり方について、検討を進め、2026年度より業績連動報酬を導入する予定です。

監査役の報酬は、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において監査役会で決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の改定について

当社の取締役の報酬額は、2008年3月26日開催の定時株主総会において、年額150,000千円以内(使用人給与部分は含まない)と決議いただいております。

また、2026年3月24日開催予定の定時株主総会において「取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、譲渡制限付株式報酬制度の導入と、その報酬として支給される金銭報酬債権の総額を、上記の報酬枠(年額150,000千円以内)とは別枠で年額30,000千円以内とすることを決議予定であります。

なお、同株主総会において上記議案が承認可決された場合には、同株主総会後に開催する当社取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を改定する予定です。

改定後の決定方針の内容の概要等は以下のとおりであります。

- ・基本方針

当社の役員報酬は、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資することを目的として設計する。

- ・報酬の決定

取締役の報酬は、株主総会決議による総枠の範囲内で、当会社の業績、他社の役員報酬水準、当社従業員の給与水準、各取締役の職責、貢献度等その他を総合的に勘案して、毎期、報酬委員会事務局が個別報酬額に関する原案を作成する。その原案について、報酬委員会の審議及び答申を経て、取締役会の承認を得るものとする。

- ・役員報酬の考え方

取締役(社外取締役及び非業務執行取締役を除く)については、「固定報酬」「業績連動報酬(金銭)」「株式報酬」の3区分から構成し、社外取締役、非業務執行取締役及び監査役については、独立性の観点から固定報酬のみで構成する。

- ・報酬区分ごとの考え方

- a. 固定報酬

地位、職責、従業員給与水準、他社の役員報酬水準などを総合的に勘案し、適切な水準を設定する。

b.業績連動報酬（金銭）

短期的な業績成果を適切に反映し、取締役の成果創出に対するインセンティブとして、業績指標及び算定方法に基づき支給する。

c.株式報酬

株主と経営陣の利害を一致させるとともに、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与する目的で、固定報酬を基礎とし、当社の業績や株価動向を踏まえて付与内容を設定する。

d.ガバナンス

報酬の決定にあたっては、透明性・公平性・客観性を確保するため、報酬委員会における審議・意見を最大限尊重し、取締役会において最終決定を行う。

〔業績連動報酬（金銭）〕

業績連動報酬は、2026年12月期より適用予定であり、2025年12月期には適用されておりません。業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該業績評価指標を選択した理由は、当社は中期経営計画における目標値が、連結売上高及び連結経常利益であることから、当該目標値との連動性を考慮し、連結売上高及び連結経常利益を業績連動報酬の指標として選択しております。

〔譲渡制限付株式報酬〕

当社は、株式報酬として、当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）を対象に2026年3月24日開催予定の第26回定時株主総会にて、「当社取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件」をご承認いただくことを前提として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を予定しております。本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権とし、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額30,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度は、上記のとおり、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与るとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

〔本制度の概要〕

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役の間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

・譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受ける当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から、当社若しくは当社子会社の役職員の地位のうち当社取締役会が予め定める地位を喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

・譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により、又は死亡により、役務提供期間の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

・本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、死亡又は当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位を喪失した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

・株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融商品取引業者に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

・組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

この場合、当社は、当該譲渡制限の解除の直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

・その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	109,365	109,365	-	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	28,440	28,440	-	-	-	4

(注) 社外取締役2名のうち1名については、報酬を支払っていません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載していません

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引関係の維持・強化等事実上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上につながるか否かを判断し、該当する株式を純投資目的以外の投資株式(政策保有株式)、それ以外を純投資目的株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な取引関係の維持・拡大を目的とし、保有することにより、当社の企業価値を高めることを目的とし、係る取引先の株式を政策的に保有しております。

政策保有株式については、経営会議で検証しており、政策保有先ごとに中長期的な経済合理性や当社グループの事業戦略等の観点から中長期的な企業価値の向上という目的に資するかどうかを総合的に判断し、保有意義の薄れた株式については、政策保有先の状況等を勘案した上で売却を進めるものとしております。

また、議決権行使につきましては、議案の内容を精査し企業価値向上を期待できるかなど総合的に判断しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	1	49,374

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	-	保有していた非上場株式 が新規上場したため

(注) 非上場株式以外の株式の増加銘柄数 1 は、保有していた株式が新規上場したことによる増加であり、取得価額の発生はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式以外の株式の減少銘柄数 1 は、保有していた株式が新規上場したことによる減少であり、売却価額の発生はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
デジタルグリッド (株)	63,300	-	保有目的：取引先(中長期的な取引関係の維持・拡大を目的として おります) 当事業年度中に同社が新規上場したため株式数が増加しております。	無
	49,374	-		

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
 該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適正に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等、積極的な新制度等の情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,803,699	27,819,879
売掛金	456,739	536,765
商品	78,311	74,117
仕掛品	4,226	25,475
その他	1,216,304	1,283,777
流動資産合計	25,559,281	29,740,015
固定資産		
有形固定資産		
建物	87,869	87,869
減価償却累計額	9,948	16,118
建物(純額)	77,920	71,750
工具、器具及び備品	101,466	91,905
減価償却累計額	77,409	76,296
減損損失累計額	261	261
工具、器具及び備品(純額)	23,795	15,348
有形固定資産合計	101,715	87,098
無形固定資産		
ソフトウェア	131,320	89,351
無形固定資産合計	131,320	89,351
投資その他の資産		
投資有価証券	4,000	50,374
繰延税金資産	40,707	58,452
その他	119,513	123,585
貸倒引当金	2,127	2,127
投資その他の資産合計	162,092	230,284
固定資産合計	395,129	406,734
資産合計	25,954,411	30,146,750

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	262,046	280,394
未払金	33,947	42,835
未払法人税等	153,973	102,898
預り金	22,212,347	26,190,574
未払消費税等	96,753	42,292
その他	178,591	169,378
流動負債合計	22,937,659	26,828,374
固定負債		
資産除去債務	32,662	32,895
その他	25,241	8,482
固定負債合計	57,903	41,377
負債合計	22,995,562	26,869,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,237,988	1,237,988
資本剰余金	83,900	83,900
利益剰余金	1,659,530	1,926,042
自己株式	148,930	148,930
株主資本合計	2,832,489	3,099,000
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	33,963
その他の包括利益累計額合計	-	33,963
非支配株主持分	126,359	144,033
純資産合計	2,958,848	3,276,997
負債純資産合計	25,954,411	30,146,750

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	2 4,218,230	2 4,546,706
売上原価	2,684,563	2,925,898
売上総利益	1,533,666	1,620,808
販売費及び一般管理費	1 907,555	1 973,441
営業利益	626,111	647,366
営業外収益		
受取利息	1,549	16,322
受取手数料	240	240
為替差益	-	425
未払配当金除斥益	203	187
預り金精算益	188	116
その他	60	337
営業外収益合計	2,242	17,629
営業外費用		
支払利息	4,737	7,442
為替差損	130	-
雑損失	-	5,648
営業外費用合計	4,867	13,090
経常利益	623,485	651,905
特別損失		
減損損失	-	4 50,231
固定資産除却損	-	3 823
特別損失合計	-	51,054
税金等調整前当期純利益	623,485	600,851
法人税、住民税及び事業税	210,593	198,710
法人税等調整額	13,384	30,155
法人税等合計	197,208	168,554
当期純利益	426,276	432,296
非支配株主に帰属する当期純利益	19,370	24,274
親会社株主に帰属する当期純利益	406,905	408,022

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	426,276	432,296
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	33,963
その他の包括利益合計	-	33,963
包括利益	426,276	466,260
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	406,905	441,986
非支配株主に係る包括利益	19,370	24,274

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1,237,988	83,900	1,328,097	148,891	2,501,095	-	-	112,488	2,613,584
当期変動額									
剰余金の配当			75,473		75,473			5,500	80,973
親会社株主に帰属する 当期純利益			406,905		406,905				406,905
自己株式の取得				39	39				39
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						-	-	19,370	19,370
当期変動額合計	-	-	331,432	39	331,393	-	-	13,870	345,264
当期末残高	1,237,988	83,900	1,659,530	148,930	2,832,489	-	-	126,359	2,958,848

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1,237,988	83,900	1,659,530	148,930	2,832,489	-	-	126,359	2,958,848
当期変動額									
剰余金の配当			141,511		141,511			6,600	148,111
親会社株主に帰属する 当期純利益			408,022		408,022				408,022
自己株式の取得					-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						33,963	33,963	24,274	58,238
当期変動額合計	-	-	266,511	-	266,511	33,963	33,963	17,674	318,149
当期末残高	1,237,988	83,900	1,926,042	148,930	3,099,000	33,963	33,963	144,033	3,276,997

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	623,485	600,851
減価償却費	48,228	43,089
減損損失	-	50,231
受取利息	1,549	16,322
支払利息	4,737	7,442
固定資産除却損	-	823
売上債権の増減額（は増加）	80,201	80,026
棚卸資産の増減額（は増加）	8,239	17,055
立替金の増減額（は増加）	348,512	74,438
仕入債務の増減額（は減少）	58,900	18,348
未払金の増減額（は減少）	24,552	16
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（は減少）	5,212	984
未払消費税等の増減額（は減少）	74,154	54,460
預り金の増減額（は減少）	4,078,433	3,978,226
その他	1,913	14,334
小計	4,493,766	4,443,344
利息及び配当金の受取額	1,549	16,322
利息の支払額	4,737	7,442
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	134,364	250,769
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,356,214	4,201,455
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	150,000	150,000
定期預金の払戻による収入	150,000	150,000
有形固定資産の取得による支出	256	351
無形固定資産の取得による支出	48,557	37,206
敷金及び保証金の差入による支出	-	294
関係会社貸付の回収による収入	500	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,313	37,852
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	75,155	141,248
自己株式の取得による支出	39	-
非支配株主への配当金の支払額	5,500	6,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,695	147,848
現金及び現金同等物に係る換算差額	130	425
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,227,075	4,016,180
現金及び現金同等物の期首残高	19,426,623	23,653,699
現金及び現金同等物の期末残高	23,653,699	27,669,879

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

トランスファーネット株式会社

F i n G o 株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

給与賞与株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

給与賞与株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社等の名称

給与賞与株式会社

(持分法を適用しない理由)

給与賞与株式会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(イ)市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

(イ)商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ)仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

決済支援事業

決済データの取次や決済処理件数、及び決済金額等に応じた従量利用料については、決済データの取次や決済処理等を実行した時点、また、顧客企業への収納金の引渡し完了した時点において当該履行義務が充足したものととして収益を認識しております。

また、サービス導入時の契約料・サービス接続料・システム開発料・キャッシュレス決済端末の販売・保守運用費用等については、契約に従い、当該履行義務が充足した時点、又は契約期間における期間均等額で収益を計上しております。

なお、当社グループが提供するサービスの一部取引について、当社グループが代理人として関与したと判定される取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。但し、総額又は純額、いずれの方法で表示した場合でも純損益に影響はありません。

ファイナンス支援事業

決済支援事業において得られた請求情報及び収納情報等の決済情報を提携金融事業者へ提供した時点で当該履行義務が充足されたものととして収益を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	1,000千円	1,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な項目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	170,154千円	179,019千円
給与手当	302,921千円	338,704千円
支払手数料	134,787千円	125,713千円

2 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	823千円
合計	- 千円	823千円

4 減損損失

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都千代田区)	遊休資産	ソフトウェア	50,231千円

(1) 減損損失の認識に至った経緯

新規企画案件に係るソフトウェア開発において、事業開始の目途が立たないことから、今後の使用が見込めなくなったソフトウェアは遊休資産となり、減損損失として特別損失に計上することといたしました。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業毎の資産を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

遊休資産について将来の使用が見込まれていないことから、使用価値をゼロとして認識しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	46,374千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	46,374
税効果額	-	12,410
その他有価証券評価差額金	-	33,963
その他の包括利益合計	-	33,963

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,564,400	-	-	6,564,400
合計	6,564,400	-	-	6,564,400
自己株式				
普通株式(注)	274,982	38	-	275,020
合計	274,982	38	-	275,020

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加38株は、単元未満株式の買取り38株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	75,473	利益剰余金	12.00	2023年12月31日	2024年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	141,511	利益剰余金	22.50	2024年12月31日	2025年3月26日

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,564,400	-	-	6,564,400
合計	6,564,400	-	-	6,564,400
自己株式				
普通株式	275,020	-	-	275,020
合計	275,020	-	-	275,020

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	141,511	利益剰余金	22.50	2024年12月31日	2025年3月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月24日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月24日 定時株主総会	普通株式	162,266	利益剰余金	25.80	2025年12月31日	2026年3月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	23,803,699千円	27,819,879千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	150,000千円	150,000千円
現金及び現金同等物	23,653,699千円	27,669,879千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	95,729	95,729
1年超	215,391	119,662
合計	311,121	215,391

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は原則として自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクと管理体制

金融資産の主なものは、現金及び預金、売掛金があります。預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことにより、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主として株式であり、信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

また、回収遅延債権については、個別に状況を把握する体制としております。

金融負債の主なものは、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金があります。買掛金及び未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日となっております。

預り金は、主に収納代行サービスに係るものであり、翌月には大半が送金されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

連結貸借対照表に計上している、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	4,000

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,803,699	-	-	-
売掛金	456,739	-	-	-
合計	24,260,438	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

連結貸借対照表に計上している、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

時価で連結貸借対照表に計上額とする金融資産は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	49,374	49,374	-

市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。なお、投資有価証券には、非連結子会社株式が含まれております。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	1,000

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	27,819,879	-	-	-
売掛金	536,765	-	-	-
合計	28,356,645	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	49,374	-	-	49,374

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度のほか、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当該企業年金基金は総合設立型であるため、「退職給付に関する会計基準」に基づき、当該企業年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社グループは、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当該企業年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務に関する事項の記載を省略しております。

3. 退職給付費用に関する事項

当社グループは、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当該企業年金基金は総合設立型であるため、退職給付費用に関する事項の記載を省略しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社グループは、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当該企業年金基金は総合設立型であるため、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項の記載を省略しております。

5. 確定拠出年金制度に関する事項

確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度6,483千円、当連結会計年度6,805千円であります。

6. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度5,793千円、当連結会計年度6,632千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積み立て状況

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	277,016,587千円	276,260,597千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	224,936,722千円	224,206,238千円
差引額	52,079,864千円	52,054,358千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 0.08% (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
 当連結会計年度 0.08% (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
過去勤務債務残高	184,804千円	128,662千円
剰余金	52,264,668千円	52,183,020千円
差引額	52,079,864千円	52,054,358千円

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9,616千円	10,641千円
未払事業所税	170千円	761千円
未払費用	38,451千円	37,584千円
商品評価損	1,061千円	1,044千円
投資有価証券評価損	2,143千円	2,206千円
一括償却資産	148千円	99千円
貸倒引当金	651千円	670千円
減価償却超過額	0千円	0千円
ソフトウェア	- 千円	18,692千円
減損損失	18,659千円	25,117千円
資産除去債務	10,002千円	10,368千円
その他	43千円	16千円
繰延税金資産小計	80,950千円	107,202千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	31,457千円	27,994千円
評価性引当額小計	31,457千円	27,994千円
繰延税金資産合計	49,493千円	79,208千円
繰延税金負債との相殺額	8,786千円	20,755千円
繰延税金資産の純額	40,707千円	58,452千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,786千円	8,345千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	12,410千円
繰延税金負債合計	8,786千円	20,755千円
繰延税金資産との相殺	8,786千円	20,755千円
繰延税金負債の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	0.37%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	0.62%
住民税均等割	- %	0.60%
評価性引当金の増減	- %	1.04%
連結調整項目	- %	0.65%
連結子会社の適用税率差異	- %	1.32%
軽減税率適用による影響	- %	0.25%
法人税特別控除額(雇用促進税制)	- %	3.84%
その他	- %	0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	28.05%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	前連結会計年度
決済支援事業	4,217,057
ファイナンス支援事業	1,172
顧客との契約から生じる収益	4,218,230
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,218,230

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	当連結会計年度
決済支援事業	4,546,162
ファイナンス支援事業	544
顧客との契約から生じる収益	4,546,706
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,546,706

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

「決済支援事業」以外の事業の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの決済支援事業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの決済支援事業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの決済支援事業以外の事業については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
1株当たり純資産額	450円36銭	1株当たり純資産額	498円14銭
1株当たり当期純利益金額	64円70銭	1株当たり当期純利益金額	64円87銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	-	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2024年12月31日)	当連結会計年度末 (2025年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,958,848	3,276,997
普通株式に係る純資産額(千円)	2,832,489	3,132,964
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり 純資産額の算定に用いられた普通株式に係る 連結会計年度末の純資産額との差額の主な内訳 非支配株主持分(千円)	126,359	144,033
普通株式の発行済株式数(株)	6,564,400	6,564,400
普通株式の自己株式数(株)	275,020	275,020
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	6,289,380	6,289,380

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	406,905	408,022
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	406,905	408,022
普通株式の期中平均株式数(株)	6,289,396	6,289,380

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,071,924	2,211,076	3,330,233	4,546,706
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (千円)	140,054	278,039	434,462	600,851
親会社株主に帰属する 中間(四半期)(当期) (千円) 純利益	88,972	175,688	272,729	408,022
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	14.15	27.93	43.36	64.87

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	14.15	13.79	15.43	21.51

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,889,783	20,340,679
売掛金	368,078	436,609
商品	29	232
仕掛品	2,463	21,126
前払費用	75,168	84,096
立替金	1,155,727	1,197,295
その他	16,573	1,970
流動資産合計	19,507,824	22,082,011
固定資産		
有形固定資産		
建物	73,649	67,799
工具、器具及び備品	22,045	14,989
有形固定資産合計	95,695	82,788
無形固定資産		
ソフトウェア	60,250	22,081
無形固定資産合計	60,250	22,081
投資その他の資産		
投資有価証券	3,000	49,374
関係会社株式	90,185	90,185
長期前払費用	15,852	7,153
敷金	96,359	96,654
破産更生債権等	2,127	2,127
繰延税金資産	32,191	46,012
その他	5,173	5,173
貸倒引当金	2,127	2,127
投資その他の資産合計	242,762	294,553
固定資産合計	398,708	399,423
資産合計	19,906,532	22,481,434

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	274,627	291,867
未払金	32,002	41,047
未払費用	101,053	92,250
未払法人税等	137,102	56,625
未払消費税等	81,545	36,845
預り金	16,765,199	19,261,523
前受収益	54,378	51,389
その他	1,484	1,796
流動負債合計	17,447,393	19,833,344
固定負債		
資産除去債務	32,662	32,895
長期前受収益	25,241	8,482
固定負債合計	57,903	41,377
負債合計	17,505,297	19,874,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,237,988	1,237,988
資本剰余金		
資本準備金	83,900	83,900
資本剰余金合計	83,900	83,900
利益剰余金		
利益準備金	57,117	71,269
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,171,159	1,328,521
その他利益剰余金	1,171,159	1,328,521
利益剰余金合計	1,228,277	1,399,790
自己株式	148,930	148,930
株主資本合計	2,401,235	2,572,748
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	33,963
評価・換算差額等合計	-	33,963
純資産合計	2,401,235	2,606,712
負債純資産合計	19,906,532	22,481,434

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	1	3,620,176	1	3,939,062
売上原価	1	2,346,043	1	2,607,406
売上総利益		1,274,133		1,331,656
販売費及び一般管理費	2	819,040	2	880,263
営業利益		455,093		451,392
営業外収益				
受取利息	1	1,196		10,896
受取配当金		10,700	1	12,840
受取手数料	1	240	1	240
未払配当金除斥益		203		187
為替差益		-		425
その他		55		328
営業外収益合計		12,394		24,918
営業外費用				
支払利息		4,737		7,442
為替差損		130		-
雑損失		-		5,648
営業外費用合計		4,867		13,090
経常利益		462,620		463,220
特別損失				
減損損失		-		50,231
特別損失合計		-		50,231
税引前当期純利益		462,620		412,989
法人税、住民税及び事業税		158,231		126,196
法人税等調整額		15,951		26,231
法人税等合計		142,279		99,965
当期純利益		320,340		313,023

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高	1	80	0.0	899	0.0
労務費		256,645	10.9	290,612	11.1
経費		2,091,400	89.1	2,334,760	88.9
当期総費用		2,348,125	100.0	2,626,272	100.0
期首商品棚卸高		170		29	
期首仕掛品棚卸高		239		2,463	
合計		2,348,535		2,628,765	
期末商品棚卸高		29		232	
期末仕掛品棚卸高		2,463		21,126	
売上原価		2,346,043		2,607,406	

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
1	主な経費の内容は、次のとおりであります。	1	主な経費の内容は、次のとおりであります。
	外注加工費 69,876千円		外注加工費 107,256千円
	支払手数料 1,771,650千円		支払手数料 1,974,519千円
	減価償却費 5,960千円		減価償却費 3,714千円
	ソフトウェア償却費 14,839千円		ソフトウェア償却費 12,176千円
	賃借料 58,065千円		賃借料 55,911千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,237,988	83,900	83,900	49,570	933,839	983,409
当期変動額						
剰余金の配当					75,473	75,473
利益準備金の積立				7,547	7,547	-
当期純利益					320,340	320,340
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						
当期変動額合計	-	-	-	7,547	237,320	244,867
当期末残高	1,237,988	83,900	83,900	57,117	1,171,159	1,228,277

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	148,891	2,156,407	-	-	2,156,407
当期変動額					
剰余金の配当		75,473			75,473
利益準備金の積立		-			-
当期純利益		320,340			320,340
自己株式の取得	39	39			39
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			-	-	-
当期変動額合計	39	244,828	-	-	244,828
当期末残高	148,930	2,401,235	-	-	2,401,235

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,237,988	83,900	83,900	57,117	1,171,159	1,228,277
当期変動額						
剰余金の配当					141,511	141,511
利益準備金の積立				14,151	14,151	-
当期純利益					313,023	313,023
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						
当期変動額合計	-	-	-	14,151	157,361	171,512
当期末残高	1,237,988	83,900	83,900	71,269	1,328,521	1,399,790

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	148,930	2,401,235	-	-	2,401,235
当期変動額					
剰余金の配当		141,511			141,511
利益準備金の積立		-			-
当期純利益		313,023			313,023
自己株式の取得		-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			33,963	33,963	33,963
当期変動額合計	-	171,512	33,963	33,963	205,476
当期末残高	148,930	2,572,748	33,963	33,963	2,606,712

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

(2) 無形固定資産

・ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 決済支援事業

決済データの取次や決済処理件数、及び決済金額等に応じた従量利用料については、決済データの取次や決済処理等を実行した時点、また、顧客企業への収納金の引渡し完了した時点において当該履行義務が充足したものととして収益を認識しております。

また、サービス導入時の契約料・サービス接続料・システム開発料・キャッシュレス決済端末の販売・保守運用費用等については、契約に従い、当該履行義務が充足した時点、又は契約期間における期間均等額で収益を計上しております。

なお、当社が提供するサービスの一部取引について、当社が代理人として関与したと判定される取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。但し、総額又は純額、いずれの方法で表示した場合でも純損益に影響はありません。

(2) ファイナンス支援事業

決済支援事業において得られた請求情報及び収納情報等の決済情報を提携金融事業者へ提供した時点で当該履行義務が充足されたものとして収益を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	46,581千円	13,654千円
短期金銭債務	28,914千円	33,917千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	87,643千円	83,868千円
仕入高	569,452千円	620,645千円
営業取引以外の取引による取引高		
受取配当金	- 千円	12,840千円
受取手数料	240千円	240千円
受取利息	3千円	- 千円

2 販売費及び一般管理費の主なものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	130,380千円	137,805千円
給与手当	286,532千円	322,267千円
減価償却費	10,722千円	9,542千円
支払手数料	131,530千円	121,699千円
おおよその割合		
販売費	46.6%	48.9%
一般管理費	53.4%	51.1%

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	90,185

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	90,185

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,062千円	6,546千円
未払事業所税	170千円	761千円
未払費用	32,651千円	30,300千円
投資有価証券評価損	2,143千円	2,206千円
一括償却資産	93千円	99千円
貸倒引当金	651千円	670千円
資産除去債務	10,002千円	10,368千円
ソフトウェア	- 千円	18,692千円
減損損失	18,659千円	25,117千円
その他	0千円	0千円
繰延税金資産小計	72,435千円	94,763千円
評価性引当額	31,457千円	27,994千円
繰延税金資産合計	40,978千円	66,768千円
繰延税金負債との相殺額	8,786千円	20,755千円
繰延税金資産の純額	32,191千円	46,012千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	8,786千円	8,345千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	12,410千円
繰延税金負債合計	8,786千円	20,755千円
繰延税金資産との相殺	8,786千円	20,755千円
繰延税金負債の純額	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	- %	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	0.53%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	0.91%
住民税均等割	- %	0.79%
評価性引当額の増減	- %	1.52%
法人税特別控除額(雇用促進税制)	- %	5.59%
軽減税率適用による影響	- %	0.06%
その他	- %	0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	24.20%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額 (注1)	当期減少額 (注2)	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	73,649	-	-	5,849	67,799	15,291
	工具、器具及び備品	22,045	351	0	7,407	14,989	72,538
	計	95,695	351	0	13,257	82,788	87,829
無形固定資産	ソフトウェア	60,250	24,237	50,231 (50,231)	12,176	22,081	351,307
	計	60,250	24,237	50,231 (50,231)	12,176	22,081	351,307

(注) 1. 「当期増加額」は、次のとおりであります。

器具備品の増加額	本社備品の取得	351千円
ソフトウェアの増加額	クイック入金サービス開発	16,714千円

(注) 2. 「当期減少額欄」の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

ソフトウェアの減少額	システムの開発中止に伴う	50,231千円
------------	--------------	----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,127	-	-	2,127

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://www.billingsystem.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)2025年3月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月25日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第26期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)2025年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年3月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

2025年6月5日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書です。

(5) 自己株券買付状況報告書

2026年3月5日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(5) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書) 2026年3月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月23日

ピリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 篠 田 友 彦

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピリングシステム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピリングシステム株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済支援事業の収益認識におけるITシステムの信頼性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結損益計算書に記載のとおり、会社グループは、当連結会計年度において4,546,706千円の売上高を計上しており、そのうち決済支援事業により発生する売上高が99.98%を占めている。</p> <p>会社グループの主な事業である決済支援事業では、企業の財務活動における回収業務、支払業務、資金繰り業務の効率化を支援するサービスをインターネットを通して提供している。具体的には、企業と金融機関等各種決済機関をつなぐ決済プラットフォームを会社グループが構築し、企業が決済を行うために必要となる決済情報を決済機関ごとに合致したデータに変換し情報を伝送する各種機能や処理代行をASPサービスとして提供している。</p> <p>金融機関等決済機関が使用するシステムはそれぞれ異なる外部システムであるが、会社グループが間に入り、決済業務を代行している。</p> <p>決済支援事業の収益認識において、課金計算及び外部システムとのインターフェースは、ITシステムに係る内部統制の有効性に高度に依存している。</p> <p>また、主要な基幹システムの開発、運用の一部は外部業者に委託しており、外部業者から定期的に委託業務の実施状況の報告を受けている。</p> <p>決済支援事業の売上高は金額的に重要性が高く、取引先に対する課金計算及び外部システムとのインターフェースが正確に行われるためには、関連するITシステムの信頼性を担保する内部統制が適切に整備され、かつ運用されていることが重要である。</p> <p>以上から、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、決済支援事業の収益認識におけるITシステムの信頼性の評価に当たり、当監査法人内のIT専門家を関与させ、取引の開始から収益認識に至るまでの業務フロー、ITシステムにおける一連のデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解するとともに、ITシステム全体の信頼性を担保する内部統制の整備及び運用状況を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なITシステムに対する開発・変更管理、運用管理、セキュリティ管理、外部委託管理について全般統制の評価を実施した。 ・ 基幹システムに関して、取引先に対する課金計算の計算処理の正確性及び網羅性に対応する自動化された業務処理統制の有効性を評価するため、取引先データ、単価データ及びデータ処理件数を利用した課金計算の再計算を実施した。 ・ 基幹システムと取引先の外部システムとのインターフェースについて、正確性及び網羅性に対応する自動化された業務処理統制の有効性を評価するため、取引先が集計した月額データ及びデータ処理件数と基幹システムにより集計された月額データ及びデータ処理件数との整合性を確かめた。 ・ 委託先の外部業者が実施した基幹システムに関する内部統制のデザイン及び運用状況に関する評価手続について、委託先の外部業者に質問し、委託業務に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ピリングシステム株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ピリングシステム株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

ピリングシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 篠 田 友 彦

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピリングシステム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピリングシステム株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決済支援事業の収益認識におけるITシステムの信頼性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(決済支援事業の収益認識におけるITシステムの信頼性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。